

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月20日

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ  
株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 太田 裕之

【電話番号】 03 - 4530 - 7093

【届出の対象とした募集（売出）内国投資  
信託受益証券に係るファンドの名称】 ステート・ストリート日本株マーケット・ニュート  
ラル・オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国投資  
信託受益証券の金額】 継続募集額 500億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ステート・ストリート日本株マーケット・ニュートラル・オープン  
(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型株式投資信託振替受益権です。(以下「受益権」といいます。)

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

500億円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

なお、取得の申込の受付は原則として設定日以降、毎月5日、20日のみ受け付けます(取得申込受付日)。ただし、取得申込受付日が休業日の場合には翌営業日とします。お申込は取得申込受付日の5営業日前までにお願います。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(組入る有価証券等を時価で評価した資産総額から負債総額を控除したものを)その時点の受益権総口数で除して求めた1口当たりの価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

基準価額は、販売会社(下記(8)「申込取扱場所を参照」)にてご確認いただけます。  
また、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

(受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

### (5) 【申込手数料】

お申込手数料は、お買付金額(基準価額×買付口数)に申込手数料率を乗じた額とします。申込手数料は、3.15%(税抜3%)を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。お申込手数料には消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)がかかります。

ファンドの申込手数料については、販売会社(下記「(8) 申込取扱場所」を参照)の窓口までお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合の手数は、無手数料とします。

### (6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が委託会社の承諾を得て、それぞれ定める単位とします。

ファンドの申込単位の詳細については、販売会社(下記「(8) 申込取扱場所」を参照)の窓口までお問い合わせください。

## (7) 【申込期間】

平成25年5月21日から平成26年5月20日

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の照会先までお問い合わせください。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

## (9) 【払込期日】

申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込代金をお支払いいただくものとします。振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に当ファンドの受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。（「(8)申込取扱場所」の項をご参照ください。）

## (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

申込みの方法等

当ファンドの受益権のお申込は、信託財産の申込期間における毎月5日、20日のみの受付けとなります。（取得申込受付日）ただし、取得申込受付日が日本の取引所または銀行の休業日に当たる場合には、翌営業日とします。お申込みは取得申込受付日の5営業日前までをお願いします。

「自動けいぞく投資コース<sup>\*</sup>」をお申し込みいただく方は、お買付に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、自動けいぞく投資コースを申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度では、

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、日本株式のロング・ポジションとショート・ポジションを金額ベースで同額にし、また各リスクファクターを調整することにより、マーケット・ニュートラル・ポジションを構築し、株式市場の方向性に影響されず、株式選択からの超過収益を追求します。

委託会社は、受託会社と合意のうえ500億円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合 ( )	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型	目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			
	年2回	日本			ブル・ベア型
	年4回	北米			
債券 一般 国債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ( )	条件付運用型
	年12回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			ロング・ ショート型/ 絶対収益追求型
不動産投信	その他	中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・	なし	

その他資産 (投資信託証券 (株式))	( )	中近東 (中東)	ファンズ		その他 ( )
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型		エマージング			

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券（株式））」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

#### 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
決算頻度	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

#### (2)【ファンドの沿革】

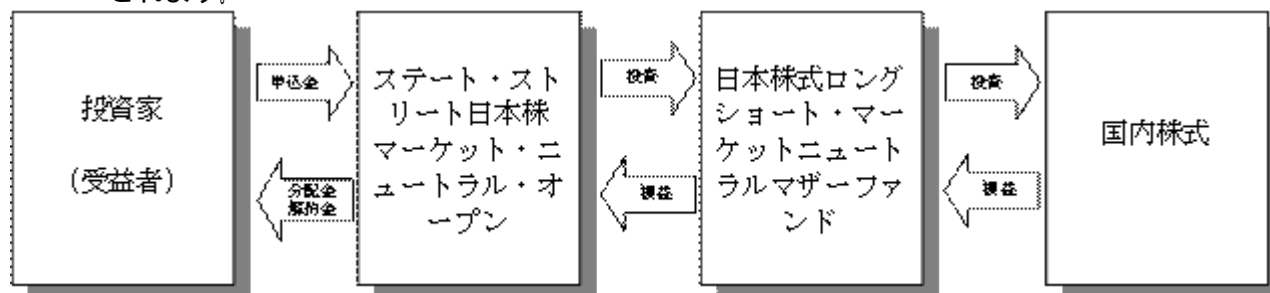
平成14年9月30日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始。

当ファンドの投資対象である親投資信託「日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド」は、平成13年3月29日に設定されております。

#### (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

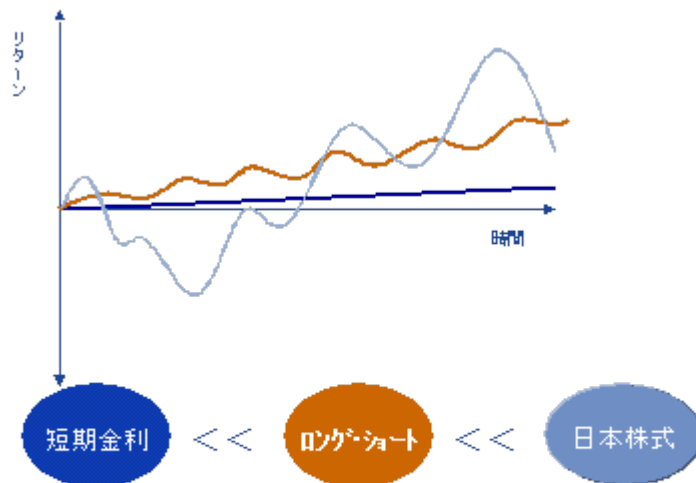
当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



\* マザーファンドには当ファンド以外にも、当該マザーファンドに投資するベビーファンドがあります。

ファンドの特色

- (1) 日本の株式市場全体の動きに左右されない運用を目指します。  
ロング（買い）ポートフォリオとショート（売り）ポートフォリオを同額程度保有することで、株式市場全体の上昇局面、下落局面に関わらず、収益を上げることを目指します。
- (2) 業種、企業規模によるリスクは取りません。  
買いポートフォリオと売りポートフォリオの間で、業種、規模の分布に偏りが無いポートフォリオ構築を目指します。
- (3) 十分な分散を通して安定した収益を目指します。  
流動性を考慮した買いポートフォリオと売りポートフォリオ各80銘柄以上に原則として投資し、リスクを分散します。
- (4) 『行動経済学』を応用した当社独自のクオンツモデルを利用したダブル・アルファ戦略で超過収益の獲得を目指します。  
定量的（クオンツ）手法を使ったマルチ・ファクター銘柄選定モデルを利用し、買いポートフォリオと売りポートフォリオ、両方のポートフォリオからアルファ（超過収益）の獲得を目指します。
- (5) 当ファンドは、定量的（クオンツ）手法を使ったマルチ・ファクター銘柄選定モデルで個別銘柄のアルファ（超過収益）の獲得を目指します。
- (6) ロングショート戦略は、割安な銘柄の買い（ロング）と同時に割高な銘柄の売り（ショート）を行うことで、相場の上昇時にも、下降時にも影響が出にくい運用戦略です。割安な銘柄と、割高な銘柄が適正な水準に戻ったときに収益となります。

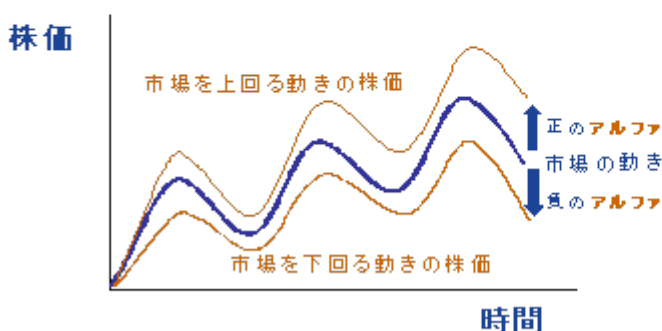


ロング・ショート戦略は従来の日本株アクティブ運用や代表的な株式インデックスに比べ安定した運用成績が期待できます。また、株式や債券市場の下落局面、上昇局面とは相関のない（無関係の）安定した運用成績を目指します。

### （ロングショート戦略のイメージ図）

#### ■ アルファ（超過収益）とは？

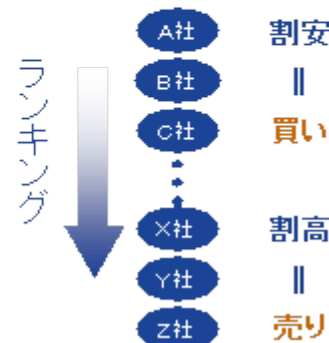
- 個々の銘柄は、一般的に市場の動きに比べ、より上昇したり、より下降したり異なった動きをします。市場に比べて上下する差合いをアルファといい、これらを運用会社のノウハウで予測することによって、超過収益の獲得を目指します。



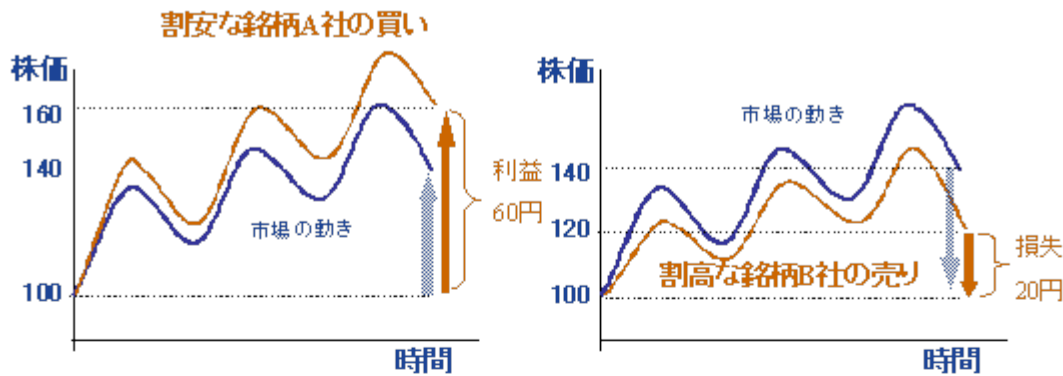
### （イメージ図）

#### ■ クオンツ運用とは？

- 個々の銘柄のアルファ値をファンドマネージャーの経験からくる直感ではなく、客観的な数字に置き換える事によって銘柄をランキングすることでポートフォリオを構築する運用方法を指します。一般的にはPERやPBR等を利用した各社独自の手法（ファクターの組み合わせ）を使い一定のルールに従って割安度を数値化しランキングします。



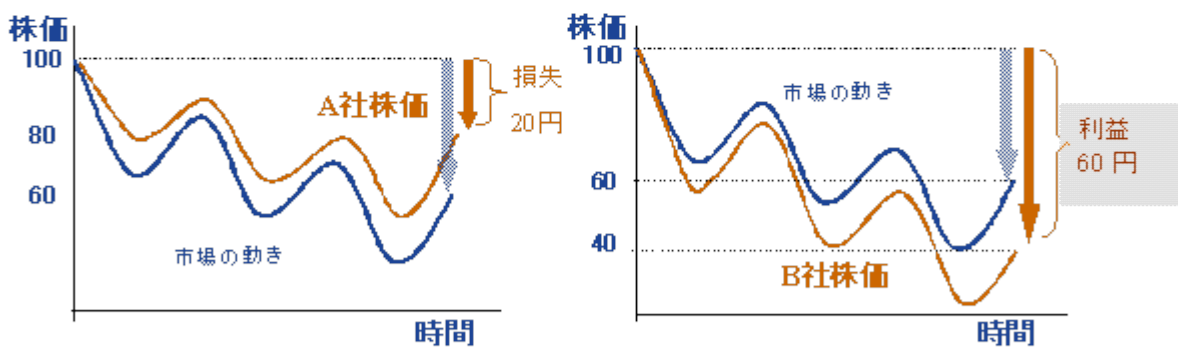
## 例1 上昇局面



上記の図を例に**市場が上昇する局面でのロングショート**のメリットをご紹介します。

市場に比べてより上がりそうな銘柄A社を買いつける一方で、より下がりそうなB社を売ります。市場が上がると、当社予想通りにそれぞれの株価が動きますと、この例では、A社の売却の利益は市場の利益40円を上回る60円となります。一方、B社の損失は、市場並の40円を下回る20円となります。差引きの利益は40円となります。

## 例2 下降局面



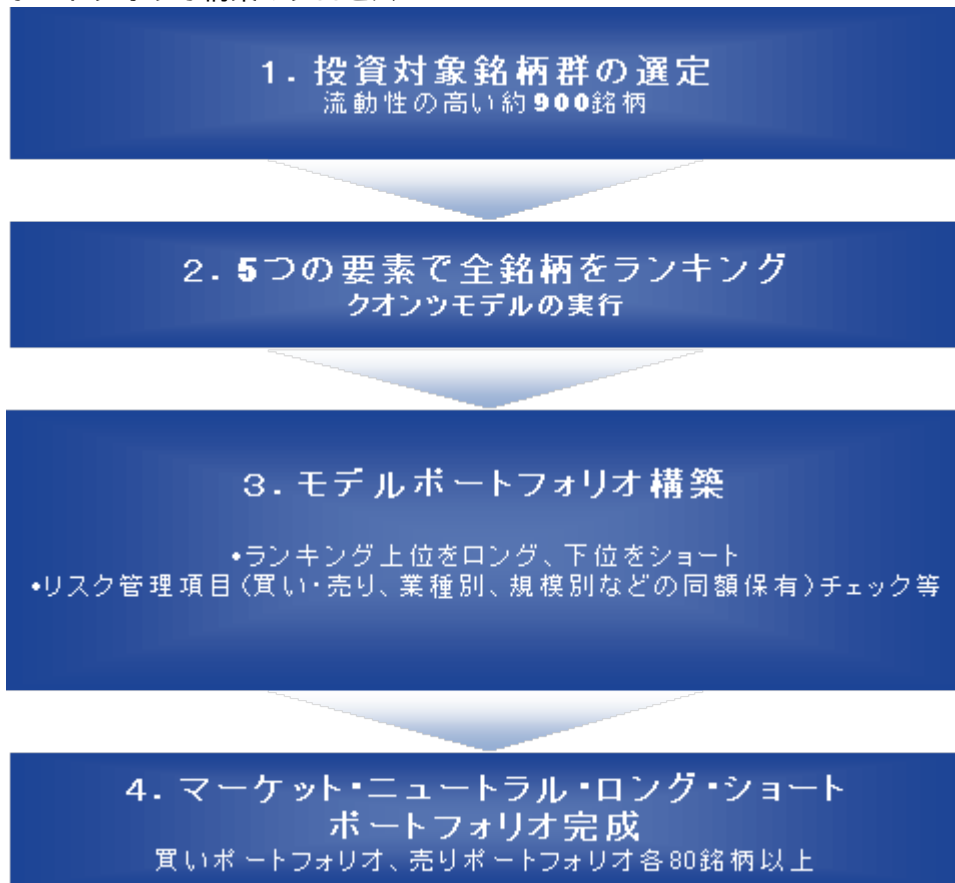
今度は、**市場が下落した場合**のロング・ショート戦略のメリットを同様にご紹介します。

今度は市場が下落する中で、当社予想通りにそれぞれの株価が動きますと、この例では、A社の売却の損失は市場の損失40円を下回る20円となります。一方、B社の利益は、市場並の40円を上回る60円となります。差引きの利益は40円となります。

これらの2つの例からも判るように、**相場の方角性には関係なく**、銘柄が市場と比較して、より上がった、より下がったことに対する見通しが適正であることによって収益を獲得するのが**ロング・ショート戦略**であることが判ります。実際には、このような考え方をもとに、原則としてロング、ショート各80銘柄以上が組入れられます。

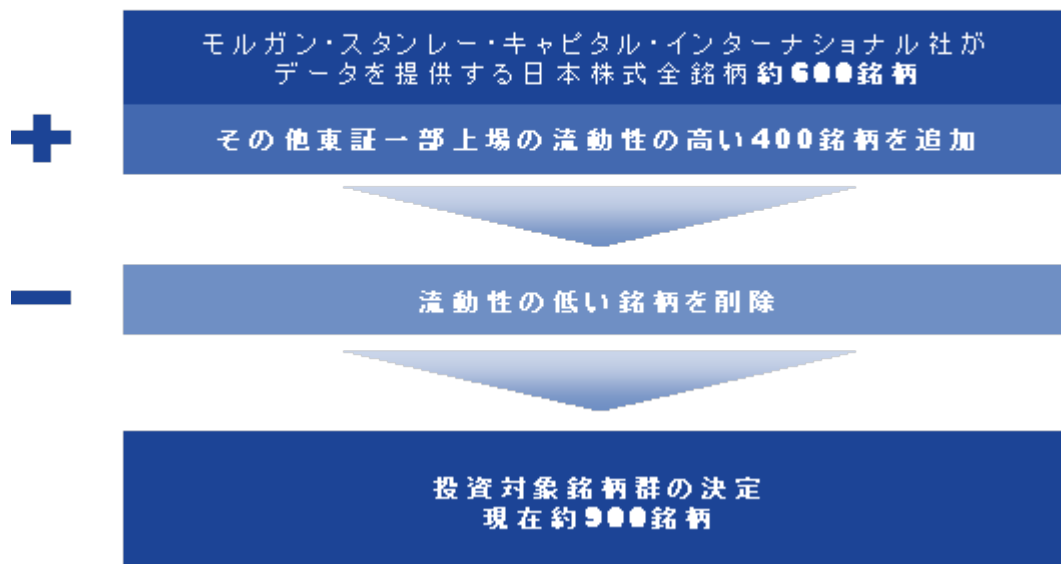
## 運用プロセス

## ポートフォリオ構築のプロセス



## 投資対象銘柄群（ユニバース）の選定

大型で流動性の高い日本株式銘柄を広範にカバーした  
投資対象の選定

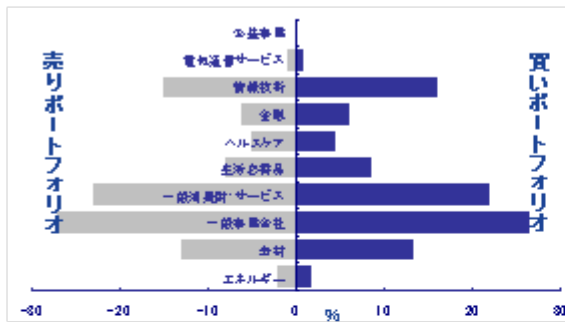


## 5つの要素で全銘柄をランキング



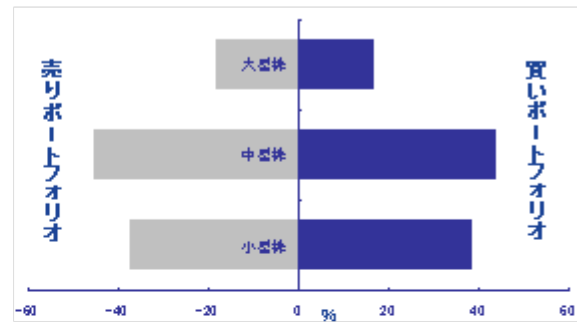


## 業種別の偏りを調整

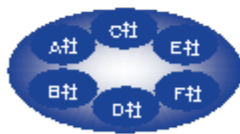


注:業種分類は当社独自のものをしています。

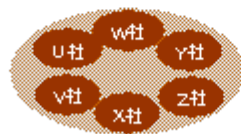
## 企業規模別の偏りを調整



## 充分な分散



買いポートフォリオ



売りポートフォリオ

各80銘柄以上

## 各ファクターの説明

株価は様々な理由で業績や、資産内容と比較して割安に放置されます。それらの銘柄は将来、適正な価格に戻ることが期待されます。様々なタイプの投資指標(バリューファクター)から割安な銘柄、割高な銘柄を探し出します。

ファクター 1

自己資本利益率調整後株価純資産倍率

- 企業の資産面(PBR)に注目
- 企業成長力(ROE)に注目
- 景気の局面に影響されない安定した指標

ファクター 2

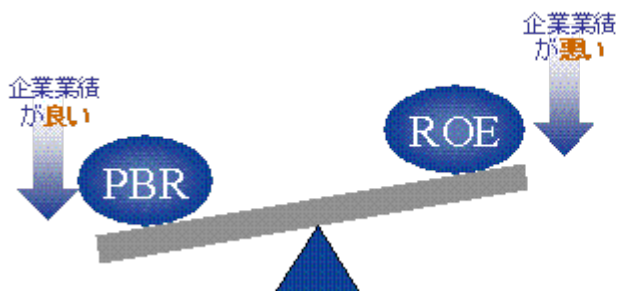
益利回り

- 一株当り利益(PER)に注目

ファクター 3

キャッシュフロー/株価

- 本業の収益力(キャッシュフロー)に注目



株価が割安な銘柄を選ぶ - バリューファクター

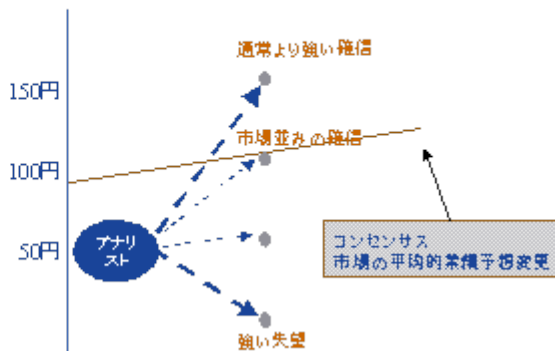
アナリストの予想を利用する - センチメントファクター

アナリストの業績予想変更は株価の先行きを占う上で重要なシグナルとなり得ます。アナリスト達の業績予想のばらつきや大きさから将来の業績予想の変化を予測します。

#### 4

##### アーニングストレンド・インディケーター

- アナリストの業績予想値の発表を利用する
  - ・ アナリストの業績予想の散らばりから、全体の傾向(コンセンサス)を見つける
  - ・ 上方修正なのか、下方修正なのかで将来の株価の方向が決まる
  - ・ 業績予想変化の大きさは確信の強さを表す
- 従来の業績予想レンジをつきぬける大きな変化
  - ・ 業績変化のトレンドが継続する可能性が高い



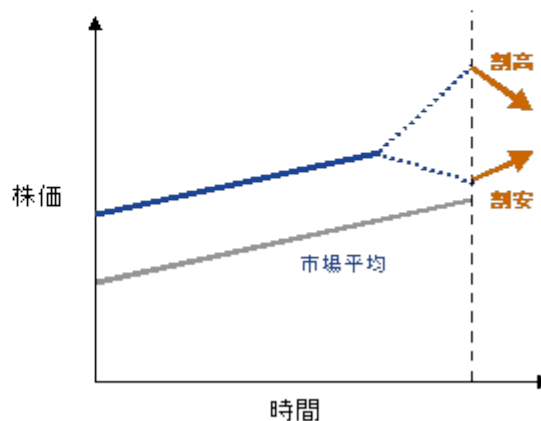
#### 株価の動きすぎを見つける - リターン・リバーサル

株価の動きは、スムーズではありません。上げすぎ、下げすぎを繰り返しながら、変化していきます。この短期的な動きに着目しアルファを追求します。

#### 5

##### リターン・リバーサル

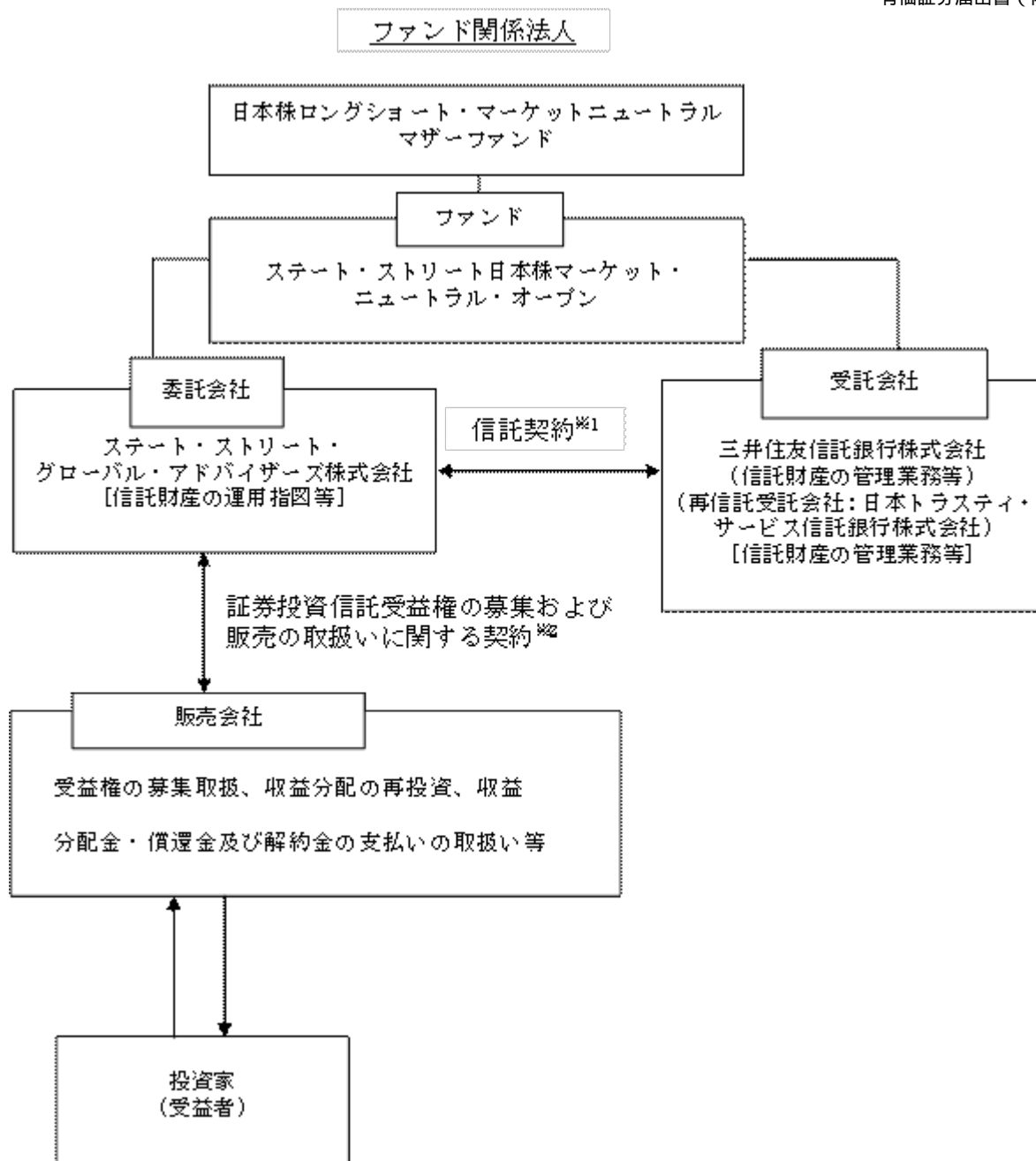
- 市場の動きに比べ短期的に大きく上昇(下落)したものは元に戻る可能性が高いことに着目
- 割安な銘柄であっても短期的な価格上昇でリスクが高まる



#### ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「委託会社」といいます。)  
委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- 2) 三井住友信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)  
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)  
受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。
- 3) 販売会社  
販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。



## 1 信託契約

委託会社および受託会社、受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項、信託の元本および収益の管理および運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが信託契約を締結することにより成立します。信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

## 2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

## 委託会社の概況（平成25年3月29日末現在）

## 1) 資本金

3億1千万円

## 2) 沿革

平成10年 2 月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
平成10年 3 月31日	投資顧問業の登録
平成10年 8 月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 9 月30日	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年 9 月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
平成19年 9 月30日	金融商品取引業者の登録
平成20年 7 月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

## 3) 大株主の状況

(平成25年3月29日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・ グローバル・アドバイザーズ・ インターナショナル・ ホールディングス・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 ウィルミントン センターヴィル・ ロード2711	6,200株	100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

マザーファンド受益証券および短期金融商品を主要投資対象とします。  
投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

## 投資態度

マザーファンドへの投資を通じて、日本円短期金利を上回る収益の確保を目指して運用を行います。マザーファンド受益証券への組入比率は、原則として信託財産総額の50%超とし、高位を維持するものとします。なお、マザーファンド受益証券の信託約款における運用の基本方針では、「現物株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。」とされています。この結果、当ファンドの現物株式への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%超（非株式割合は50%以下）を基本とします。

ただし、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

より高収益率が見込まれる現物株式を買い持ちし（ロング部分と呼びます）、より低収益率が見込まれる株式の信用売りを行います（ショート部分と呼びます）。日本株式のロング・ポジションとショート・ポジションを金額ベースで同額にし、また各リスクファクターを調整することにより、マーケット・ニュートラル・ポジションを構築し、株式市場の方向性に影響されず、株式選択からの超過収益を追求します。

なお、現物株式の買い持ちまたは信用売りが何らかの理由で困難な場合に限り、ロング部分とショート部分の金額を一致させる目的で、上場指数先物取引を使用することがあります。

株式の銘柄選択に当たっては、三井住友信託銀行株式会社との間で締結した投資助言契約に基づく助言を判断材料の一つとして利用します。

日本円短期金利（無担保翌日物コール・ローン）をベンチマークとします。

外貨建資産への投資は行いません（外貨建資産割合は0%）。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

## (2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）（信託約款第14条）。

- (a) 有価証券
  - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限り、以下同じ。）
  - (c) 金銭債権
  - (d) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
- (a) 為替手形

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第15条）。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 13) 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、以下同じ。）
- 15) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、以下同じ。）
- 18) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1)の証券または証書、15)の証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券、15)の証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12)の証券および13)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

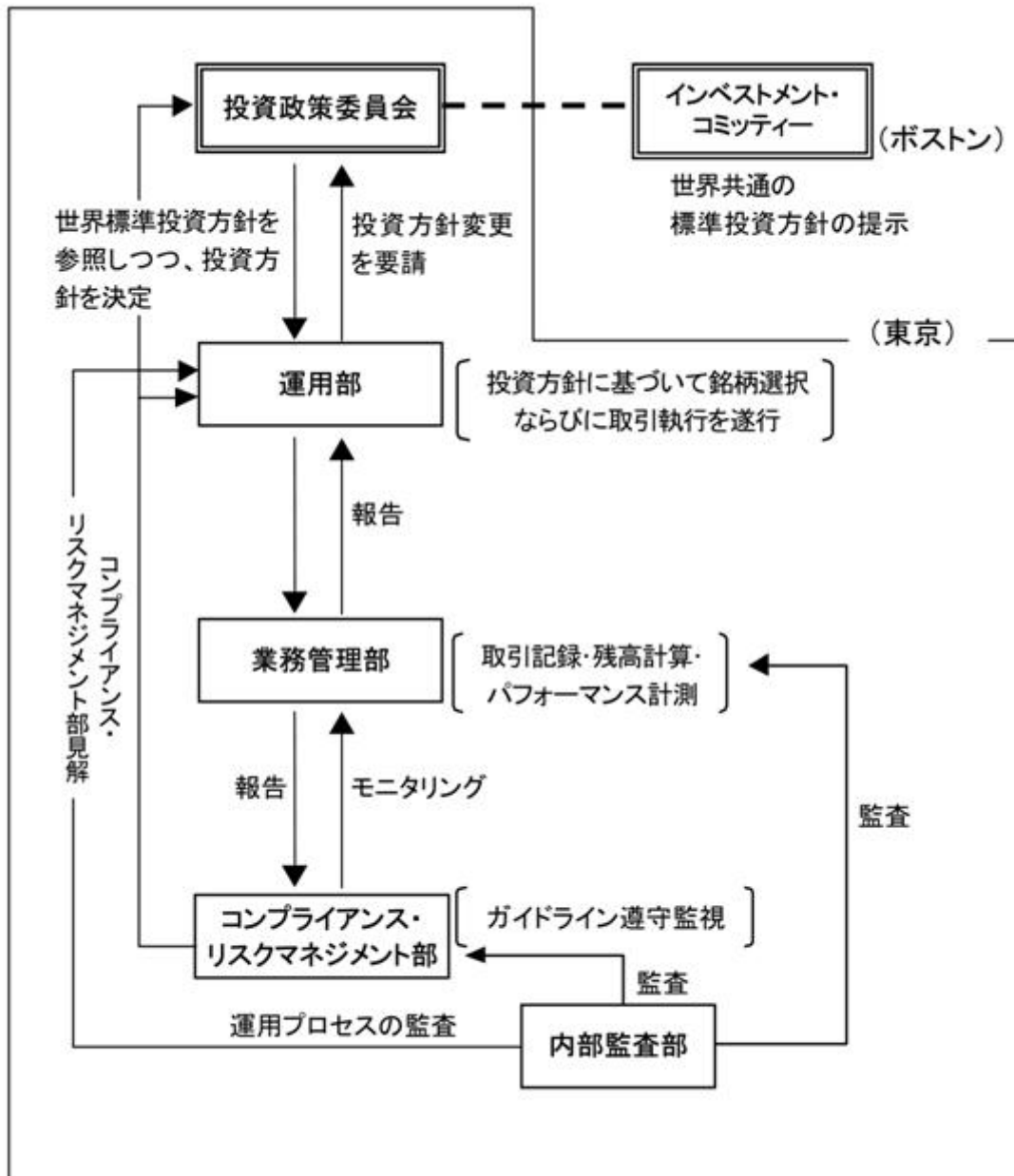
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記 において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理、運用モデル/プロセスの改善の任に就いていますが、常にボストン本社を中心とした海外拠点の当該ストラテジーに関わる運用担当者との意見・情報交換を行いながら、モデルの問題点・改善点、パフォーマンス、市場・運用情報などにつきコミュニケーションを保っています。

運用の報告は、委託会社の投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。なお、投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、取引先別の売買高、売買手数料などを確認し、ガイドラインからの乖離や、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。上記運用体制は平成25年3月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### (4) 【分配方針】

収益分配方針（信託約款「運用の基本方針」中「収益分配方針」）

原則として、毎決算時（毎年2月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、次の通り収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等（評価益を含みます。）の範囲内とします。
- 2) 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- 3) 収益分配に充てずに信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

#### < 収益分配金に関する留意事項 >

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全てが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

#### 収益の分配（信託約款第39条）

- 1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
    1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利益を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
    2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2) 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- #### 収益分配金の支払い（信託約款第41条）
- (1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。
  - (2) 上記(1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間満了日の翌日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。ただし、信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記(1)の規定に準じて受益者に支払います。
  - (3) 上記(1)に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### (5) 【投資制限】

##### 信託約款の「運用の基本方針」に定める主な投資制限

- 1) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) ロング部分の時価額およびショート部分の時価額が、信託財産の純資産総額を超えることはないものとし、ロング部分時価額とショート部分時価額は出来る限り一致させるものとします。
- 3) 同一銘柄の株式への実質的投資割合については、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

##### 信託約款上のその他の投資制限

- 1) 投資する株式等の範囲（信託約款第17条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、国内の取引所に上場または日本証券業協会に登録されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- 2) 信用取引の指図範囲（信託約款第19条）
  - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡した



は買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (b) 上記(a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - (c) 信託財産の一部解約等の事由により上記(b)の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
  - (d) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の信用取引による株券の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を上回ることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する当該売り付けに係る建玉を決済するための指図をするものとします。
  - (e) 委託会社は、上記(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 3) 先物取引等の運用指図(信託約款第20条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
  - (b) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 4) スワップ取引の運用指図(信託約款第21条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
  - (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
  - (d) 上記(c)において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
  - (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 5) 金利先渡取引の運用指図(信託約款第22条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  - (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
  - (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 6) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第23条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) 上記(a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 7) 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第24条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a)の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 公社債の借入れ(信託約款第25条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### その他の法令上の投資制限

当ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下のとおりです(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号)。上記 および において記載された投資制限によって特定の法令上の投資制限が充足されている場合には、当該法令上の投資制限は本 において記載されていません。

委託会社は、当ファンドの信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該信託財産に係る次の(a)および(b)に掲げる額(これに係る取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに(c)および(d)に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図することはできません。

- (a) 当該信託財産に係る先物取引等評価損。但し、有価証券オプション取引等(有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引および金融先物取引法第2条第2項第3号に掲げる取引をいいます。(b)において同じ。)および有価証券店頭オプション取引等(有価証券店頭オプション取引、同条第5項第2号に掲げる取引および選択権付債券売買(当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいいます。))をいいます。(b)において同じ。))の売付約定に係るものを除きます。
- (b) 当該信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等(オプションの行使の対象となる一つまたは複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似するものをいいます。)の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- (c) 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

- (d) 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証券金融商品取引法第2条第1項第10号の2に規定するオプションを表示する証券または証券をいいます。)に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

(参考)「日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

#### 1. 運用目標

この投資信託は、中長期的な観点から、日本円短期金利（無担保翌日物コール・ローン）を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

わが国の取引所に上場もしくは店頭公開されている現物株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

わが国の取引所に上場もしくは店頭公開されている現物株式の買い、または信用取引の売りを行うことができます。ただし、余資を短期金利商品で運用することがあります。また、国内取引所に上場されている指数先物取引（以下「上場指数先物取引」といいます。）をヘッジ目的で使用することができます。

現物株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

ただし、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

株式の銘柄選択に当たっては、三井住友信託銀行株式会社との間で締結した投資助言契約に基づく助言を判断材料の一つとして利用します。

より高収益率が見込まれる現物株式を買い持ちし（ロング部分と呼びます）、より低収益率が見込まれる株式の信用売りを行います（ショート部分と呼びます）。ロング部分とショート部分を同額に保つことで、運用目標の達成を図ります。

なお、現物株式の買いまたは信用売りが何らかの理由で困難な場合に限り、ロング部分とショート部分の金額を一致させる目的で、上場指数先物取引を使用することがあります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

##### (3) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 13) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 18) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）  
なお、1)の証券または証書を以下「株式」といい、2)から6)までの証券を以下「公社債」といい、12)の証券および13)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### 3. 主な投資制限

ロング部分の時価額およびショート部分の時価額が、信託財産の純資産総額を超えることはないものとし、ロング部分時価額とショート部分時価額は出来る限り一致させるものとします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 3【投資リスク】

### (1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本の株式に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、受益権のお申込者はこの点を充分にご理解頂いたうえ、当ファンドの受益権へのお申込みを行って下さい。なお、当ファンドは、金融機関の預金とは異なり、元本が保証されている商品ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて当ファンドの受益者に帰属します。

#### マーケット・ニュートラル運用のリスク

当ファンドはマーケット・ニュートラル戦略を採用しています。株式市場（マーケット）の変動から中立（ニュートラル）となるように、より高収益率が見込まれる株式（現物）の買付け金額と、より低収益率が見込まれる株式の売付け金額（信用取引等を利用します。）をほぼ同額にして、株式市場の変動による影響を排除しながら銘柄選択による超過収益を追求する運用手法です。

従って、株式市場が上昇すれば、組み入れている株式（現物）は評価益となりますが、信用売りしている株式は評価損となり、逆に株式市場が下落すれば、組み入れている株式（現物）は評価損となりますが、信用売りしている株式は評価益となります。

いずれの局面であっても、評価益が超過するような銘柄選択が行われていれば差引きで収益をあげることができますが、評価損が超過するような銘柄選択が行われていれば差引きで損失となり、基準価額が下落する場合があります。

#### 株価変動リスク

当ファンドは、日本の株式を実質的な主要投資対象としていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順

守の状況等に反応して変動するほか、経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。従って、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

#### 信用リスク

当ファンドは、日本の株式を実質的な主要投資対象としていることから、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。また、金融商品取引（信用取引等を含みます。）の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

#### 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことにより解約金の支払いに対応する場合があります。その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

#### デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

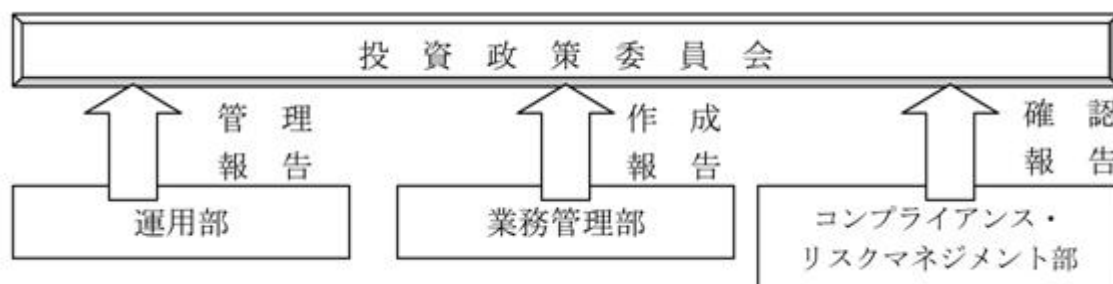
#### ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

#### (2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (3) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

#### 4【手数料等及び税金】

直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
----	----	-------

購入時	申込手数料	申込手数料は、3.15%（税抜3%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。販売会社によって異なります。詳しくは「第一部 証券情報（8）申込取扱場所」の各販売会社にお問い合わせください。
中途換金時 （解約請求）	所得税及び地方税	受益者毎の個別元本超過額に対して 10.147%*
	信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額に対して 0.2%
収益分配時 償還時	所得税及び地方税	普通分配金に対して 10.147%*
		受益者毎の個別元本超過額に対して 10.147%*

\* 個人の受益者に対する税率を記載しています（所得税7.147%及び地方税3%）。税率は平成26年1月1日から20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）となる予定です。

償還乗換優遇措置等をご利用になれる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

#### 信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用・税金

時期	項目	費用・税金		
毎日	信託報酬	純資産総額に対して	年率 1.89%（税抜1.80%）	
		内訳	委託会社	1.26%（税抜1.20%）
			受託会社	0.105%（税抜0.10%）
			販売会社	0.525%（税抜0.50%）

上記のほか、信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含む）を信託財産から支弁致します。

上記のほか、組入る有価証券等の売買に関する委託手数料などをご負担いただきます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

#### (1) 【申込手数料】

お申込手数料は、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率（3.15%（税抜3%）を上限とします。）を取得申込受付日の基準価額に乗じて得た額とします。お申込手数料には消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。分配金を再投資する場合の手数は、無手数料とします。

#### (2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料は、ありません。

#### (3) 【信託報酬等】

当ファンドから支払われる信託報酬は、当ファンドに関する業務の対価として、それぞれ前述の表のとおり、毎日、計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末（但し、当日が日本の取引所または銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします（信託約款第38条第2項）。また、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します（信託約款第38条第3項）。委託会社および販売会社の報酬は当ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は当ファンドから受託会社に支弁されます。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します（信託約款第37条）。

信託財産に係る監査費用は、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産の中より支弁するものとします。

ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引、オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

## &lt; 収益分配金に対する課税 &gt;

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

## &lt; 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 &gt;

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行われます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

## [ 譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について ]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成25年3月29日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	31,884,854	100.20
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		64,584	0.20
純資産総額		31,820,270	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

&lt;参考情報&gt;

親投資信託受益証券(日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド)

(平成25年3月29日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,360,231,500	92.04
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		290,571,273	7.96
純資産総額		3,650,802,773	100.00

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(注2) その他資産として、下記のとおり信用取引を利用しています。

資産の種類	国/地域名	数量(株)	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
信用取引 株式信用売証券(127銘柄)	日本	3,751,264	3,097,463,235	3,359,525,750	92.02

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成25年3月29日現在)

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド		24,067,674	1.3450	32,371,022	1.3248	31,884,854	100.20
									投資比率:合計	100.20

(注1) 投資有価証券は1銘柄です。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	-	100.20
合計		100.20

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。



## &lt; 参考情報 &gt;

親投資信託受益証券（日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド）

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成25年3月29日現在）

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
1	日本	株式	島忠	小売業	26,500	1,976	52,364,000	2,348	62,222,000	1.70
2	日本	株式	AOKIホールディングス	小売業	24,600	2,214	54,464,400	2,451	60,294,600	1.65
3	日本	株式	出光興産	石油・石炭製品	7,300	8,315	60,699,638	8,120	59,276,000	1.62
4	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	14,300	4,295	61,418,500	4,105	58,701,500	1.61
5	日本	株式	シーエーシー	情報・通信業	69,500	764	53,098,000	840	58,380,000	1.60
6	日本	株式	ユニグループ・ホールディングス	小売業	77,600	662	51,359,509	743	57,656,800	1.58
7	日本	株式	J・フロント リテイリング	小売業	77,000	550	42,350,000	729	56,133,000	1.54
8	日本	株式	スズケン	卸売業	15,800	3,125	49,375,000	3,500	55,300,000	1.51
9	日本	株式	大日本印刷	その他製品	62,000	797	49,414,000	886	54,932,000	1.50
10	日本	株式	丸紅	卸売業	78,000	690	53,820,000	703	54,834,000	1.50
11	日本	株式	双日	卸売業	377,600	140	52,864,000	145	54,752,000	1.50
12	日本	株式	東芝テック	電気機器	98,000	521	51,058,000	555	54,390,000	1.49
13	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	46,400	1,065	49,416,000	1,161	53,870,400	1.48
14	日本	株式	青山商事	小売業	22,600	2,026	45,787,600	2,367	53,494,200	1.47
15	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	47,200	1,090	51,448,000	1,131	53,383,200	1.46
16	日本	株式	セイノーホールディングス	陸運業	65,000	723	46,995,000	814	52,910,000	1.45
17	日本	株式	ローム	電気機器	14,800	3,295	48,766,000	3,450	51,060,000	1.40
18	日本	株式	NECフィールディング	サービス業	42,400	1,073	45,495,200	1,192	50,540,800	1.38
19	日本	株式	積水ハウス	建設業	39,000	1,049	40,911,000	1,279	49,881,000	1.37
20	日本	株式	ダイハツ工業	輸送用機器	25,000	1,868	46,700,000	1,952	48,800,000	1.34
21	日本	株式	日新	倉庫・運輸関連業	183,000	244	44,652,000	266	48,678,000	1.33
22	日本	株式	東映	情報・通信業	72,910	543	39,590,130	658	47,974,780	1.31
23	日本	株式	日本製紙グループ本社	パルプ・紙	32,100	1,461	46,898,100	1,436	46,095,600	1.26
24	日本	株式	フジテック	機械	50,000	688	34,400,000	920	46,000,000	1.26
25	日本	株式	住友商事	卸売業	38,100	1,174	44,729,400	1,178	44,881,800	1.23
26	日本	株式	DCMホールディングス	小売業	53,900	629	33,903,100	805	43,389,500	1.19
27	日本	株式	メディカルホールディングス	卸売業	32,400	1,158	37,519,200	1,331	43,124,400	1.18
28	日本	株式	ゲオホールディングス	小売業	358	107,173	38,367,856	118,500	42,423,000	1.16
29	日本	株式	芙蓉総合リース	その他金融業	11,800	3,588	42,336,153	3,540	41,772,000	1.14
30	日本	株式	日本通運	陸運業	91,000	405	36,855,000	459	41,769,000	1.14
投資比率：合計									42.35	

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	小売業	14.46
	卸売業	10.99
	情報・通信業	8.21
	電気機器	7.91
	化学	6.56
	食料品	4.62
	機械	4.47
	その他製品	3.65
	輸送用機器	3.45
	陸運業	3.41
	非鉄金属	3.07

種類	業種	投資比率(%)
	銀行業	2.49
	建設業	2.46
	石油・石炭製品	2.36
	サービス業	2.32
	医薬品	1.97
	鉄鋼	1.90
	パルプ・紙	1.71
	その他金融業	1.68
	倉庫・運輸関連業	1.33
	金属製品	1.12
	鉱業	0.96
	空運業	0.56
	電気・ガス業	0.38
合計		92.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当する事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

信用取引の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成25年3月29日現在）

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式信用売	シマノ	輸送用機器	8,600	6,540	56,244,000	7,950	68,370,000	1.88
2	日本	株式信用売	スタートトゥデイ	小売業	56,500	968	54,692,000	1,164	65,766,000	1.80
3	日本	株式信用売	東光	電気機器	238,000	271	64,498,000	273	64,974,000	1.78
4	日本	株式信用売	ミスミグループ本社	卸売業	23,900	2,336	55,830,400	2,594	61,996,600	1.70
5	日本	株式信用売	小田急電鉄	陸運業	51,000	966	49,266,000	1,171	59,721,000	1.64
6	日本	株式信用売	松竹	情報・通信業	58,000	1,000	58,000,000	964	55,912,000	1.53
7	日本	株式信用売	ファーストリテイリング	小売業	1,800	25,450	45,810,000	30,650	55,170,000	1.51
8	日本	株式信用売	千代田化工建設	建設業	52,000	1,128	58,648,130	1,049	54,548,000	1.49
9	日本	株式信用売	近畿日本鉄道	陸運業	122,000	397	48,434,000	436	53,192,000	1.46
10	日本	株式信用売	京浜急行電鉄	陸運業	52,000	820	42,640,000	985	51,220,000	1.40
11	日本	株式信用売	日本ケミファ	医薬品	82,000	585	47,970,000	614	50,348,000	1.38
12	日本	株式信用売	カカクコム	サービス業	21,600	1,770	38,232,000	2,316	50,025,600	1.37
13	日本	株式信用売	大日本スクリーン製造	電気機器	115,000	460	52,900,000	434	49,910,000	1.37
14	日本	株式信用売	ヤクルト本社	食料品	13,000	3,365	43,745,000	3,805	49,465,000	1.35
15	日本	株式信用売	ファナック	電気機器	3,400	14,453	49,139,923	14,490	49,266,000	1.35
16	日本	株式信用売	SUMCO	金属製品	44,700	926	41,392,200	1,090	48,723,000	1.33
17	日本	株式信用売	エムスリー	サービス業	267	162,000	43,254,000	181,900	48,567,300	1.33
18	日本	株式信用売	ゼリア新薬工業	医薬品	33,000	1,420	46,860,000	1,452	47,916,000	1.31
19	日本	株式信用売	メイテック	サービス業	20,300	2,330	47,299,000	2,343	47,562,900	1.30

20	日本	株式信用売	シスメックス	電気機器	8,200	4,760	39,032,000	5,790	47,478,000	1.30
21	日本	株式信用売	エス・パイ・エル	建設業	296,000	159	47,064,000	160	47,360,000	1.30
22	日本	株式信用売	不動テトラ	建設業	263,100	174	45,779,400	174	45,779,400	1.25
23	日本	株式信用売	クックパッド	サービス業	9,600	3,110	29,856,000	4,685	44,976,000	1.23
24	日本	株式信用売	LIXILグループ	金属製品	24,200	2,010	48,642,000	1,858	44,963,600	1.23
25	日本	株式信用売	任天堂	その他製品	4,400	8,740	38,456,000	10,110	44,484,000	1.22
26	日本	株式信用売	カゴメ	食料品	24,500	1,723	42,213,500	1,785	43,732,500	1.20
27	日本	株式信用売	江崎グリコ	食料品	43,000	894	38,442,000	974	41,882,000	1.15
28	日本	株式信用売	安川電機	電気機器	44,000	849	37,356,000	933	41,052,000	1.12
29	日本	株式信用売	ビジョン	その他製品	5,900	5,190	30,621,000	6,870	40,533,000	1.11
30	日本	株式信用売	楽天	サービス業	41,800	843	35,228,556	957	40,002,600	1.10
									投資比率：合計	41.49

（注1）評価金額の上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

平成25年3月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
第1期	（平成15年 2月20日）	分配付：	107,341,912	分配付：	1.0383
		分配落：	107,341,912	分配落：	1.0383
第2期	（平成16年 2月20日）	分配付：	198,643,529	分配付：	1.1064
		分配落：	198,643,529	分配落：	1.1064
第3期	（平成17年 2月21日）	分配付：	713,259,880	分配付：	1.1616
		分配落：	713,259,880	分配落：	1.1616
第4期	（平成18年 2月20日）	分配付：	506,893,661	分配付：	1.1421
		分配落：	506,893,661	分配落：	1.1421
第5期	（平成19年 2月20日）	分配付：	226,529,845	分配付：	1.1487
		分配落：	224,557,773	分配落：	1.1387
第6期	（平成20年 2月20日）	分配付：	153,699,757	分配付：	1.1147
		分配落：	153,699,757	分配落：	1.1147
第7期	（平成21年 2月20日）	分配付：	106,967,021	分配付：	1.0095
		分配落：	106,967,021	分配落：	1.0095
第8期	（平成22年 2月22日）	分配付：	92,631,936	分配付：	0.9751
		分配落：	92,631,936	分配落：	0.9751
第9期	（平成23年 2月21日）	分配付：	76,868,159	分配付：	0.9709
		分配落：	76,868,159	分配落：	0.9709
第10期	（平成24年 2月20日）	分配付：	55,226,479	分配付：	0.9417
		分配落：	55,226,479	分配落：	0.9417
第11期	（平成25年 2月20日）	分配付：	33,143,135	分配付：	0.9019
		分配落：	33,143,135	分配落：	0.9019
平成24年 3月末日			50,446,010		0.9322
4月末日			49,716,095		0.9187
5月末日			47,416,196		0.9253
6月末日			46,408,162		0.9057
7月末日			44,783,446		0.9065
8月末日			43,200,614		0.8744

計算期間・月末	純資産総額（円）	1口当たりの 純資産額（円）
9月末日	42,072,509	0.8693
10月末日	42,479,548	0.8777
11月末日	41,053,960	0.8720
12月末日	40,029,251	0.8819
平成25年 1月末日	32,801,845	0.8926
2月末日	33,096,210	0.9007
3月末日	31,820,270	0.8866

## 【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	（平成15年 2月20日）	0.0000円
第2期	（平成16年 2月20日）	0.0000円
第3期	（平成17年 2月21日）	0.0000円
第4期	（平成18年 2月20日）	0.0000円
第5期	（平成19年 2月20日）	0.0100円
第6期	（平成20年 2月20日）	0.0000円
第7期	（平成21年 2月20日）	0.0000円
第8期	（平成22年 2月22日）	0.0000円
第9期	（平成23年 2月21日）	0.0000円
第10期	（平成24年 2月20日）	0.0000円
第11期	（平成25年 2月20日）	0.0000円

## 【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自平成14年 9月30日 至平成15年 2月20日	3.8%
第2期	自平成15年 2月21日 至平成16年 2月20日	6.6%
第3期	自平成16年 2月21日 至平成17年 2月21日	5.0%
第4期	自平成17年 2月22日 至平成18年 2月20日	1.7%
第5期	自平成18年 2月21日 至平成19年 2月20日	0.6%
第6期	自平成19年 2月21日 至平成20年 2月20日	2.1%
第7期	自平成20年 2月21日 至平成21年 2月20日	9.4%
第8期	自平成21年 2月21日 至平成22年 2月22日	3.4%
第9期	自平成22年 2月23日 至平成23年 2月21日	0.4%
第10期	自平成23年 2月22日 至平成24年 2月20日	3.0%
第11期	自平成24年 2月21日 至平成25年 2月20日	4.2%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自平成14年 9月30日 至平成15年 2月20日	103,377,539	0	103,377,539
第2期	自平成15年 2月21日 至平成16年 2月20日	143,260,182	67,091,247	179,546,474
第3期	自平成16年 2月21日 至平成17年 2月21日	496,266,649	61,780,156	614,032,967
第4期	自平成17年 2月22日 至平成18年 2月20日	56,425,180	226,646,644	443,811,503
第5期	自平成18年 2月21日 至平成19年 2月20日	0	246,604,289	197,207,214
第6期	自平成19年 2月21日 至平成20年 2月20日	1,488,774	60,813,338	137,882,650
第7期	自平成20年 2月21日 至平成21年 2月20日	0	31,919,298	105,963,352
第8期	自平成21年 2月21日 至平成22年 2月22日	0	10,970,438	94,992,914
第9期	自平成22年 2月23日 至平成23年 2月21日	0	15,824,435	79,168,479
第10期	自平成23年 2月22日 至平成24年 2月20日	0	20,520,569	58,647,910
第11期	自平成24年 2月21日 至平成25年 2月20日	0	21,900,976	36,746,934

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- 1) 当ファンドの受益権の取得申込は、毎月5日および20日（いずれも当日が日本の取引所または銀行の休業日に当たる場合には翌営業日とします）を取得申込受付日として、取得申込受付日の5営業日前まで受け付けます。なお、この場合の申込の受付は、販売会社の毎営業日の午後3時までとします。なお、この時間に過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。
- 2) お申込には、販売会社毎に定めたお申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額がかかります。また、申込単位は、委託会社の承諾を得て、各販売会社が定めた単位とします。  
\* 申込単位・申込手数料については、第一部 証券情報をご覧ください。
- 3) ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設の上、取得申込を行います。その際、「自動けいぞく投資コース」をお申し込みいただく方は、お買付に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。
- 4) 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情（非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた受益権の取得申込の受付を取り消すことができます（信託約款第11条第7項）。

### 2【換金（解約）手続等】

- 1) 受益者（販売会社を含みます。以下同じ。）は、毎月5日および20日（いずれも当日が休業日の場合には翌営業日とします。）を解約請求受付日として、解約請求受付日の5営業日以前において、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます（信託約款第43条第1項）。なお、一部解約の請求の受け付けは、営業日の午後3時までとし、この受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 2) 受益者が、上記1)の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします（信託約款第43条第2項）。
- 3) 委託会社は、一部解約の申込を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、上記1)の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます（信託約款第43条第3項）。一部解約金は、受益者の解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目に当該受益者に支払います（信託約款第41条第4項）。
- 4) 委託会社は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるとき（非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）は、委託会社の判断により、上記1)による一部解約の実行の請求の受付を中止及び既に受け付けた上記1)による一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。（信託約款第43条第4項）。
- 5) 上記4)の規定により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記6)の規定に準じて計算された価額とします。
- 6) 一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします（信託約款第43条第3項）。
- 7) 解約価額は、販売会社又は委託会社においてご確認ください。ご照会方法の詳細については、下記3(1)3)をご参照ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び信託約款25条に定める借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価また

は一部償却原価法\*により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」）を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

\*一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額算出日の前営業日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の取引所の終値で評価します。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として当社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、下記(5)1)の理由により信託は終了します。

(4) 【計算期間】

1) 当ファンドの計算期間は、毎年2月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。

2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が日本の取引所または銀行の休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。但し、最終計算期間の終了日は、下記(5)1)に定める信託期間の終了日とします（信託約款第35条第2項）。

(5) 【その他】

1) 信託の終了

(a) 純資産総額の減少に伴う繰上償還およびその他の事由による信託の終了

・ 信託契約の解約(信託約款第45条第1項および第2項)

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る場合となった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

・ 信託契約に関する監督官庁の命令(信託約款第46条第1項)

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

・ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い(信託約款第47条第1項および2項)

(イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他

の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記2)(d)に該当する  
場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

・委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い(信託約款第48条第1項および第2項)

(イ) 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約  
に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ) 委託会社は、分割による事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、こ  
の信託契約に関する事業を承継させることがあります。

・受託会社の辞任および解任に伴う取扱い(信託約款第49条第1項および第2項)

(イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が  
その任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁  
判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁  
判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記2)の規定にしたがい、新受託会社を選  
任します。

(ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託  
を終了させます。

(b) 上記(a) iの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異  
議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします(信託約款第  
45条第3項)。

(c) 上記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を  
超えるときは、信託契約の解約をしません(信託約款第45条第4項)。

(d) 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告  
し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての  
受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません(信託約款第45条第5項)。

(e) 上記(b)から(d)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場  
合であって、上記(b)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困  
難な場合には適用しません(信託約款第45条第6項)。

## 2) 信託約款変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき  
は、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更し  
ようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます(信託約款第50条第1項)。

(b) 委託会社は、上記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しよ  
うとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者  
に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行  
いません(信託約款第50条第2項)。

(c) 上記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議  
を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします(信託約款第50  
条第3項)。

(d) 上記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を  
超えるときは、信託約款の変更をしません(信託約款第50条第4項)。

(e) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告  
し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての  
受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません(信託約款第50条第5項)。

(f) 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記に準じて信託約款を変更  
します(信託約款第46条第2項)。



## 3) 反対者の買取請求権

上記1)(a) iに規定する信託契約の解約、または2)(a)に規定する信託約款の変更の場合において、上記1)(b)または2)(c)に規定する一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、当該解約または変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額で信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます（信託約款第51条）。

## 4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します（信託約款第52条）。

## 5) 募集・売出し契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・売出し契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・売出し契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

## 4【受益者の権利等】

## 受益権

当ファンドの受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、信託約款第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します（信託約款第5条）。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません（信託約款第8条）。

## 収益分配金、償還金および一部解約金の支払い

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、下記8）に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います（信託約款第41条第1項）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金が再投資される受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます（信託約款第41条第2項）。
- 3) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います（信託約款第41条第3項）。
- 4) 一部解約金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います（信託約款第41条第4項）。
- 5) 上記1)、3)および4)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、（信託約款第41条第5項）。
- 6) 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、（信託約款第41条第6項）。
- 7) 上記6)に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、（信託約款第41条第7項）。

- 8) 受益者が、収益分配金については上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について上記3)に規定する支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します(信託約款第42条)。

議決権、受益者集会に関する権利

受益権には、議決権、受益者集会に関する権利はありません。

反対した受益者の買取請求権

帳簿閲覧謄写請求権

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成24年2月21日から平成25年2月20日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ステート・ストリート日本株マーケット・ニュートラル・オープン

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (平成24年2月20日現在)	第11期 (平成25年2月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1	4
親投資信託受益証券	55,767,416	33,532,937
流動資産合計	55,767,417	33,532,941
資産合計	55,767,417	33,532,941
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	29,091	20,967
未払委託者報酬	494,455	356,315
その他未払費用	17,392	12,524
流動負債合計	540,938	389,806
負債合計	540,938	389,806
純資産の部		
元本等		
元本	1 58,647,910	1 36,746,934
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	3 3,421,431	3 3,603,799
(分配準備積立金)	2,531,664	1,615,127
元本等合計	55,226,479	33,143,135
純資産合計	55,226,479	33,143,135
負債純資産合計	55,767,417	33,532,941

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期	第11期
	自 平成23年 2月22日 至 平成24年 2月20日	自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日
<b>営業収益</b>		
受取利息	5	-
有価証券売買等損益	1,180,127	1,602,923
営業収益合計	1,180,122	1,602,923
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	61,847	46,485
委託者報酬	1,051,243	790,107
その他費用	36,988	27,773
営業費用合計	1,150,078	864,365
営業損失（ ）	2,330,200	2,467,288
経常損失（ ）	2,330,200	2,467,288
当期純損失（ ）	2,330,200	2,467,288
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	581,074	978,407
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,300,320	3,421,431
剰余金増加額又は欠損金減少額	628,015	1,306,513
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	628,015	1,306,513
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,421,431	3,603,799

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	--

## (追加情報)

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第10期 (平成24年 2月20日現在)	第11期 (平成25年 2月20日現在)
1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	79,168,479円 円 20,520,569円	58,647,910円 円 21,900,976円
2 受益権の総数	58,647,910口	36,746,934口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,421,431円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,603,799円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第10期 自 平成23年 2月22日 至 平成24年 2月20日	第11期 自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（154,967円）、収益調整金（4,832,877円）及び分配準備積立金（2,376,697円）より分配対象収益は7,364,541円（1万口当たり1,255円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における収益調整金（3,028,149円）及び分配準備積立金（1,615,127円）より分配対象収益は4,643,276円（1万口当たり1,263円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（４）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第10期 （平成24年 2月20日現在）	第11期 （平成25年 2月20日現在）
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
-------------------------	---	----

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	第10期 (平成24年 2月20日現在)	第11期 (平成25年 2月20日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	631,743	800,304
合計	631,743	800,304

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第10期 自 平成23年 2月22日 至 平成24年 2月20日	第11期 自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日
該当する事項はありません。	同左

## (1口当たり情報に関する注記)

	第10期 (平成24年 2月20日現在)	第11期 (平成25年 2月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9417 円 (9,417 円)	0.9019円 (9,019円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当する事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受 益証券	日本株式ロングショート・マ ケット ニュートラルマザーファンド	24,931,552	33,532,937	
合計		24,931,552	33,532,937	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。





## &lt; 参考 &gt;

当ファンドは「日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成24年 2月20日現在)	(平成25年 2月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		701,819	55,914
コール・ローン		734,536,386	916,703,600
株式	3	3,615,079,208	3,358,087,190
未収入金		113,070,206	
信用取引預け金		3,280,193,730	2,882,061,294
未収配当金		5,497,750	4,431,050
未収利息		1,408	1,758
流動資産合計		7,749,080,507	7,161,340,806
資産合計		7,749,080,507	7,161,340,806
負債の部			
流動負債			
信用売証券		3,554,917,780	3,346,537,900
未払金		38,948,405	
その他未払費用		7,988,098	6,913,562
流動負債合計		3,601,854,283	3,353,451,462
負債合計		3,601,854,283	3,353,451,462
純資産の部			
元本等			
元本	1	3,011,493,187	2,831,223,018
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		1,135,733,037	976,666,326
元本等合計		4,147,226,224	3,807,889,344
純資産合計		4,147,226,224	3,807,889,344
負債純資産合計		7,749,080,507	7,161,340,806

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>信用売証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。</p> <p>その他費用 信用取引に係る以下の費用を計上しております。</p> <p>借株料 信用売り株式の借入に係る費用として、予め借入先と合意した料率と計算方法に基づき、原則として、借入実行日（信用売り受渡日）の翌営業日から日々計上しております。</p> <p>支払配当金相当額 信用売り株式の借入先に支払うべき配当金相当額として、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、確定金額との差額については確定時に計上しております。</p>

## (追加情報)

当期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## （貸借対照表に関する注記）

区 分	（平成24年 2月20日現在）	（平成25年 2月20日現在）
1 期首元本額	4,516,033,965円	3,011,493,187円
期中追加設定元本額	円	円
期中一部解約元本額	1,504,540,778円	180,270,169円
元本の内訳		
ファンド名		
ステート・ストリート日本株マーケット・ニュートラル・オープン	40,496,272円	24,931,552円
日本株式ロングショート・マーケットニュートラルファンド 適格機関投資家限定	2,970,996,915円	2,806,291,466円
計	3,011,493,187円	2,831,223,018円
2 受益権の総数	3,011,493,187口	2,831,223,018口
3 差入保証金代用有価証券	信用取引に係る差入保証金代用有価証券として以下の通り、差入れを行っております。  株式 1,640,086,700円  なお、上記の金額には、約定未受渡株式を含んでおります。	信用取引に係る差入保証金代用有価証券として以下の通り、差入れを行っております。  株式 1,709,443,660円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。

3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。
------------------	---

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	(平成24年 2月20日現在)	(平成25年 2月20日現在)
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。  (2)有価証券 売買目的有価証券、信用売証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。  (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左  (2)有価証券 売買目的有価証券、信用売証券 同左  (3)デリバティブ取引 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(平成24年 2月20日現在)	(平成25年 2月20日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	389,096,279	518,619,574

信用売証券	93,928,259	464,476,606
合計	483,024,538	54,142,968

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自平成23年2月22日 至平成24年2月20日	自平成24年2月21日 至平成25年2月20日
該当する事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

	(平成24年2月20日現在)	(平成25年2月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3771 円 (13,771 円)	1.3450 円 (13,450 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

銘柄	株数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
国際石油開発帝石	38	512,000.00	19,456,000	
石油資源開発	4,300	3,625.00	15,587,500	
大和ハウス工業	6,000	1,671.00	10,026,000	
積水ハウス	58,000	1,049.00	60,842,000	
きんでん	46,000	620.00	28,520,000	
太平電業	19,000	531.00	10,089,000	
日本製粉	136,000	399.00	54,264,000	
日本甜菜製糖	69,000	173.00	11,937,000	
三井製糖	60,000	318.00	19,080,000	
森永乳業	92,000	284.00	26,128,000	
雪印メグミルク	23,100	1,443.00	33,333,300	
丸大食品	122,000	305.00	37,210,000	
NECフィールドینگ	48,500	1,073.00	52,040,500	
カワチ薬品	8,200	1,887.00	15,473,400	
双日	428,100	140.00	59,934,000	
DCMホールディングス	53,900	629.00	33,903,100	
J.フロントリテイリング	77,000	550.00	42,350,000	
東洋紡	162,000	167.00	27,054,000	
サンマルクホールディングス	7,000	3,655.00	25,585,000	
王子ホールディングス	47,000	339.00	15,933,000	
日本製紙グループ本社	32,100	1,461.00	46,898,100	
日本曹達	79,000	412.00	32,548,000	
東ソー	61,000	241.00	14,701,000	
東亜合成	55,000	389.00	21,395,000	
カネカ	22,000	499.00	10,978,000	
三井化学	85,000	208.00	17,680,000	
ADEKA	26,900	824.00	22,165,600	
日油	61,000	422.00	25,742,000	
持田製薬	32,000	1,151.00	36,832,000	

鳥居薬品	11,800	2,170.00	25,606,000	
キョーリン製薬ホールディングス	2,600	2,055.00	5,343,000	
日本特殊塗料	41,300	390.00	16,107,000	
東洋インキSCホールディングス	77,000	412.00	31,724,000	
フジ・メディア・ホールディングス	292	151,800.00	44,325,600	
ラウンドワン	50,400	641.00	32,306,400	
フューチャーアーキテクト	351	37,950.00	13,320,450	
シーエーシー	69,500	764.00	53,098,000	
USEN	52,830	157.00	8,294,310	
富士フイルムホールディングス	10,500	1,796.00	18,858,000	
資生堂	40,600	1,260.00	51,156,000	
ファンケル	17,000	1,035.00	17,595,000	
出光興産	6,800	8,310.00	56,508,000	
合同製鐵	144,000	184.00	26,496,000	
東京鐵鋼	96,000	396.00	38,016,000	
東洋鋼鈑	38,000	316.00	12,008,000	
住友金属鉱山	13,000	1,511.00	19,643,000	
住友電気工業	46,400	1,065.00	49,416,000	
フジクラ	139,000	269.00	37,391,000	
東洋製罐	22,400	1,346.00	30,150,400	
東プレ	24,100	883.00	21,280,300	
アマダ	48,000	566.00	27,168,000	
月島機械	10,000	877.00	8,770,000	
フジテック	71,000	688.00	48,848,000	
平和	17,600	1,737.00	30,571,200	
マースエンジニアリング	7,700	1,867.00	14,375,900	
ブラザー工業	23,200	964.00	22,364,800	
大和冷機工業	70,000	545.00	38,150,000	
日立製作所	41,000	524.00	21,484,000	
富士電機	95,000	256.00	24,320,000	
東芝テック	115,000	521.00	59,915,000	
アルプス電気	24,400	627.00	15,298,800	
日本航空電子工業	10,000	748.00	7,480,000	
船井電機	29,100	1,213.00	35,298,300	
ローム	14,800	3,295.00	48,766,000	
三井造船	168,000	172.00	28,896,000	
新明和工業	48,000	622.00	29,856,000	
ティラド	80,000	248.00	19,840,000	
アイシン精機	8,500	3,290.00	27,965,000	
ダイハツ工業	25,000	1,868.00	46,700,000	
伯東	24,000	885.00	21,240,000	
メディパルホールディングス	32,400	1,158.00	37,519,200	
コーナン商事	8,900	1,106.00	9,843,400	
バンダイナムコホールディングス	12,200	1,488.00	18,153,600	
凸版印刷	42,000	609.00	25,578,000	
大日本印刷	75,000	797.00	59,775,000	
共同印刷	106,000	246.00	26,076,000	
伊藤忠商事	53,500	1,090.00	58,315,000	
丸紅	88,000	690.00	60,720,000	
豊田通商	9,200	2,336.00	21,491,200	
住友商事	38,100	1,174.00	44,729,400	

日本ユニシス	21,700	711.00	15,428,700
三菱商事	21,700	1,924.00	41,750,800
東邦ホールディングス	5,200	1,903.00	9,895,600
新光商事	27,200	939.00	25,540,800
ケーヨー	59,300	498.00	29,531,400
島忠	26,500	1,976.00	52,364,000
A O K I ホールディングス	24,600	2,214.00	54,464,400
青山商事	22,600	2,026.00	45,787,600
丸井グループ	25,800	766.00	19,762,800
イオン	32,900	1,065.00	35,038,500
ユニー	71,800	662.00	47,531,600
三菱UFJフィナンシャル・グループ	49,600	533.00	26,436,800
三井住友フィナンシャルグループ	6,600	3,825.00	25,245,000
ふくおかフィナンシャルグループ	79,000	415.00	32,785,000
アイフル	38,200	574.00	21,926,800
リコーリース	7,600	2,353.00	17,882,800
ソニーフィナンシャルホールディングス	4,000	1,523.00	6,092,000
飯田産業	26,000	1,230.00	31,980,000
東海旅客鉄道	3,000	8,980.00	26,940,000
日本通運	91,000	405.00	36,855,000
日新	183,000	244.00	44,652,000
セイノーホールディングス	65,000	723.00	46,995,000
日本航空	4,700	4,350.00	20,445,000
テレビ朝日	15,400	1,614.00	24,855,600
スカパーJ S A Tホールディングス	422	46,350.00	19,559,700
N E C モバイルリング	4,100	4,080.00	16,728,000
日本電信電話	14,300	4,295.00	61,418,500
北陸電力	12,100	1,029.00	12,450,900
東映	116,910	543.00	63,482,130
アイネス	30,000	635.00	19,050,000
スズケン	15,800	3,125.00	49,375,000
合 計	5,326,643		3,358,087,190

(注) 備考欄に 印を付した銘柄については、信用取引に係る差入保証金代用有価証券として以下の通り、差入を行っております。なお、以下の表における株数は受渡日ベースで計算しております。

銘柄	株数	銘柄	株数
国際石油開発帝石	38	キョーリン製薬ホールディングス	2,600
石油資源開発	4,300	日本特殊塗料	41,300
大和ハウス工業	6,000	東洋インキS Cホールディングス	77,000
積水ハウス	58,000	フジ・メディア・ホールディングス	292
きんでん	46,000	ラウンドワン	50,400
太平電業	19,000	フューチャーアーキテクト	351
日本製粉	136,000	シーエーシー	69,500
日本甜菜製糖	69,000	U S E N	52,830
三井製糖	60,000	富士フイルムホールディングス	10,500
森永乳業	92,000	資生堂	40,600
雪印メグミルク	23,100	ファンケル	17,000
丸大食品	122,000	出光興産	6,800
N E C フィールドイング	48,500	合同製鐵	144,000
カワチ薬品	8,200	東京鐵鋼	96,000
双日	428,100	東洋鋼鈑	38,000



DCMホールディングス	53,900	住友金属鉱山	13,000
J.フロント リテイリング	77,000	住友電気工業	46,400
東洋紡	162,000	フジクラ	139,000
サンマルクホールディングス	7,000	東洋製罐	22,400
王子ホールディングス	47,000	東プレ	24,100
日本製紙グループ本社	32,100	アマダ	48,000
日本曹達	79,000	月島機械	10,000
東ソー	61,000	フジテック	71,000
東亜合成	55,000	平和	17,600
カネカ	22,000	マースエンジニアリング	7,700
三井化学	85,000	ブラザー工業	23,200
ADEKA	26,900	日立製作所	41,000
日油	61,000	富士電機	95,000
持田製薬	32,000	東芝テック	115,000
鳥居薬品	11,800	アルプス電気	24,400

株式以外の有価証券

該当する事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額（円）	
ショーボンドホールディングス	3,400	11,118,000	
日本海洋掘削	4,300	14,426,500	
不動テトラ	263,100	45,779,400	
五洋建設	88,000	19,712,000	
エス・バイ・エル	296,000	47,064,000	
日本工営	20,000	6,540,000	
日揮	4,000	9,708,000	
パソナグループ	705	31,725,000	
クックパッド	10,500	32,655,000	
江崎グリコ	43,000	38,442,000	
不二家	73,000	14,308,000	
ヤクルト本社	13,000	43,745,000	
カカクコム	14,400	50,976,000	
エムスリー	267	43,254,000	
アサヒグループホールディングス	5,900	13,487,400	
エービーシー・マート	10,200	34,221,000	
大黒天物産	5,400	12,317,400	
キッコーマン	12,000	16,596,000	
カゴメ	24,500	42,213,500	
アリアケジャパン	25,800	45,717,600	
永谷園	15,000	13,215,000	
MonotaRO	7,500	26,662,500	
スタートトゥデイ	56,500	54,692,000	
日東紡績	33,000	11,682,000	
日本毛織	31,000	19,251,000	
あさひ	9,800	12,181,400	
東レ	21,000	11,865,000	
トーカロ	8,700	12,206,100	
SUMCO	44,700	41,392,200	

大王製紙	27,000	17,226,000	
信越化学工業	6,100	35,014,000	
戸田工業	16,000	5,248,000	
ステラ ケミファ	13,700	24,262,700	
J S R	15,200	30,035,200	
イーピーエス	34	7,735,000	
花王	2,400	7,106,400	
日本ケミファ	82,000	47,970,000	
テルモ	6,600	27,027,000	
沢井製薬	2,300	22,954,000	
ゼリア新薬工業	38,000	53,960,000	
オンコセラピー・サイエンス	127	22,796,500	
日本ペイント	72,000	61,848,000	
関西ペイント	9,000	8,955,000	
太陽ホールディングス	13,000	35,490,000	
ヤフー	1,093	43,173,500	
トレンドマイクロ	12,100	32,234,400	
サイバーエージェント	157	27,004,000	
楽天	19,400	15,946,800	
ドクターシーラボ	50	13,405,000	
エステー	15,600	15,475,200	
小林製薬	4,300	19,092,000	
日本碍子	11,000	10,615,000	
M A R U W A	6,700	15,369,800	
フジインコーポレーテッド	6,700	9,212,500	
日新製鋼ホールディングス	22,200	16,761,000	
東京製鐵	41,800	20,523,800	
大和工業	6,900	18,423,000	
大阪製鐵	5,800	9,187,200	
山陽特殊製鋼	13,000	4,498,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	7,300	13,402,800	
東邦チタニウム	40,400	32,239,200	
L I X I Lグループ	24,200	48,642,000	
リンナイ	4,400	29,216,000	
東京製綱	37,000	4,403,000	
東芝機械	18,000	8,388,000	
牧野フライス製作所	69,000	42,711,000	
オーエスジー	10,100	12,756,300	
旭ダイヤモンド工業	8,000	7,016,000	
三井海洋開発	13,700	29,852,300	
S M C	1,600	25,392,000	
新川	12,700	5,816,600	
ユニオンツール	9,300	16,674,900	
小松製作所	3,100	7,471,000	
ハーモニック・ドライブ・システムズ	5,400	9,244,800	
千代田化工建設	44,000	49,324,000	
サンデン	48,000	19,104,000	
不二越	59,000	21,948,000	
T H K	16,200	27,345,600	
安川電機	44,000	37,356,000	
シンフォニアテクノロジー	129,000	21,285,000	

明電舎	50,000	14,250,000	
シャープ	24,000	7,944,000	
アンリツ	16,000	21,600,000	
東光	245,000	66,395,000	
ヒロセ電機	700	7,826,000	
横河電機	22,800	21,067,200	
アドバンテスト	11,400	14,637,600	
シスメックス	10,200	48,552,000	
デンソー	7,900	28,993,000	
コーセル	9,000	9,261,000	
ファナック	2,600	37,908,000	
浜松ホトニクス	3,100	11,408,000	
村田製作所	2,000	12,160,000	
フタバ産業	22,900	8,724,900	
マツダ	178,000	49,128,000	
シマノ	10,200	66,708,000	
三城ホールディングス	21,300	10,074,900	
ワタミ	8,100	13,794,300	
コロワイド	38,000	37,316,000	
ニコン	13,000	27,820,000	
トプコン	29,100	27,645,000	
大日本スクリーン製造	115,000	52,900,000	
フルヤ金属	2,000	5,122,000	
アシックス	5,000	7,255,000	
ビジョン	11,600	60,204,000	
任天堂	4,400	38,456,000	
ユニ・チャーム	4,800	26,352,000	
サンリオ	9,500	35,530,000	
ロイヤルホールディングス	15,800	17,143,000	
松屋	18,000	14,724,000	
ニッセンホールディングス	48,300	15,649,200	
フジ	4,900	9,055,200	
四国銀行	76,000	18,924,000	
三菱地所	11,000	23,496,000	
イオンモール	6,400	14,144,000	
エヌ・ティ・ティ都市開発	219	19,381,500	
東武鉄道	20,000	10,080,000	
京浜急行電鉄	52,000	42,640,000	
小田急電鉄	51,000	49,266,000	
京王電鉄	35,000	25,515,000	
近畿日本鉄道	122,000	48,434,000	
第一中央汽船	207,000	16,767,000	
近鉄エクスプレス	6,200	19,096,000	
角川グループホールディングス	5,700	13,577,400	
松竹	58,000	58,000,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	10,300	11,010,700	
メイテック	20,300	47,299,000	
ダイセキ	12,500	17,212,500	
プレナス	13,800	21,003,600	
ミスミグループ本社	23,900	55,830,400	
ファーストリテイリング	2,300	58,535,000	

サンドラッグ	6,800	25,432,000	
合 計	3,924,352	3,346,537,900	

(注) 上記の信用取引は、全て売建て(信用売証券)であります。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当する事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成25年3月29日現在)

資産総額	31,884,855円
負債総額	64,585円
純資産総額( - )	31,820,270円
発行済口数	35,890,385口
1口当たり純資産額( / )	0.8866円

&lt;参考情報&gt;

親投資信託受益証券（日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド）

(平成25年3月29日現在)

資産総額	7,038,251,505円
負債総額	3,387,448,732円
純資産総額( - )	3,650,802,773円
発行済口数	2,755,662,171口
1口当たり純資産額( / )	1.3248円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

### (1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。従って該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

### (3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

#### < 受益権の譲渡 >

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### < 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

#### < 受益権の再分割 >

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### < 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

#### < 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

###### 資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成25年3月29日現在)。

###### 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成25年3月29日現在)。

###### 発行済株式の総数

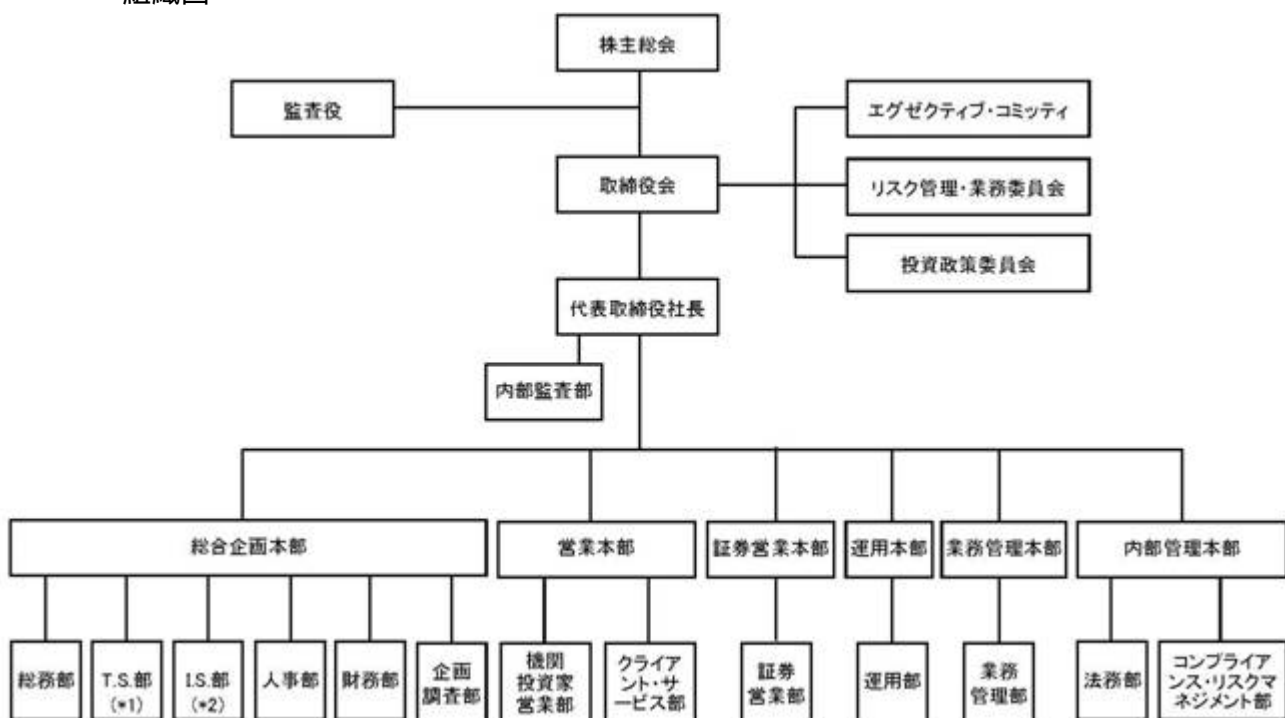
委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成25年3月29日現在)。

###### 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 組織図



内部管理本部の代表者は内部管理統括責任者の職を担う。

(\*1)T.S.部はテクノロジー・サービス部、(\*2)I.S.部はインフラストラクチャー・サービス部の略称。

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

各部の業務分掌体制は以下の通りとなっています。

部署名		業務内容
営業本部	機関投資家営業部	投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓、投資信託販売会社との交渉・連絡、コンサルタントとの折衝等
	クライアント・サービス部	投資運用業務、投資助言業務のサポート、投資信託販売会社との交渉・連絡、コンサルタントとの折衝等
証券営業本部	証券営業部	グループ会社の運用するETF、海外ファンド等の国内投資家向け需要喚起・勧誘、自社設定投信の企画・勧誘等
運用本部	運用部	投資一任・助言に係る資産及び投資信託の運用の指図、売買発注、運用報告の作成、運用手法・運用モデルの研究開発等
業務管理本部	業務管理部	資産運用管理業務、投資信託管理業務、運用報告書等の作成、投資パフォーマンスの計測・要因分析等
総合企画本部	企画調査部	商品設計、法定書面、契約締結手続き、広告、営業イベント企画、市場動向調査等の各種ビジネス・サポート
	財務部	会社経理・決算、税務申告、予算管理等の経理業務、ディスクロージャー資料作成等
	人事部	福利厚生、給与支払等の人事に関する事務的業務
	インフラストラクチャー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[コンピュータ機器及び付属機器の設置・保守管理]、SSgAのソフトウェアの開発・PC管理・サポート、システム管理
	テクノロジー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[ソフトウェアの開発・保守管理、セキュリティ管理]
	総務部	備品の購入・管理、オフィスの安全・防犯管理等の総務関連業務（総務業務）、メンテナンスを含む施設管理に関する業務（管財業務）および対外広報管理等の広報に関する業務（広報業務）
内部管理本部	コンプライアンス・リスクマネジメント部	法令遵守状況の確認・指導、投資判断その他に関するリスク管理、内部管理責任者、情報管理責任者、広告審査、内部監査対応等
	法務部	法務調査・契約書類等の作成等の法務的業務
	内部監査部	経営諸活動の内部統制システムの妥当性や有効性について検証・評価し、その結果及び改善案を経営陣に対して報告

#### 投資運用の意思決定機構

##### 1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

##### 2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

##### 3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第1種金融商品取引業及び第2種金融商品取引業を行っています。

平成25年3月29日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計113本であり、その純資産総額は1,159,063百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表ならびに第16期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
( 資 産 の 部 )		%		%
流動資産				
現金	51		108	
預金	6,661,535		6,846,204	
有価証券	55,860		96,020	
前払金	4,358		24,411	
前払費用	17,658		17,419	
未収入金	361,818		354,309	
未収委託者報酬	349,939		361,180	
未収収益	30,627		37,563	
未収消費税等	22,424		25,103	
未収還付法人税等	131,504		-	
繰延税金資産	24,293		37,059	
流動資産計	7,660,073	96.0	7,799,380	96.4
固定資産				
有形固定資産	172,747		160,569	
建物附属設備	143,387		129,885	
器具備品	29,360		21,984	
リース資産	-		8,699	
無形固定資産	1,667		3,096	
ソフトウェア	1,667		3,096	
投資その他の資産	143,436		125,422	
長期差入保証金	93,357		80,749	
繰延税金資産	45,229		39,823	
その他投資	4,850		4,850	
固定資産計	317,851	4.0	289,087	3.6
資産合計	7,977,925	100.0	8,088,468	100.0
( 負 債 の 部 )		%		%
流動負債				
預り金	84,273		37,390	
未払金	424,170		216,365	
未払手数料	109,589		106,399	
その他未払金	314,580		109,966	
未払費用	72,454		68,177	
未払法人税等	265		205,843	
未払消費税等	-		-	
賞与引当金	54,792		35,727	
リース債務	-		2,223	
流動負債計	635,955	8.0	565,728	7.0
固定負債				
役員退職慰労引当金	-		-	
退職給付引当金	84,094		69,969	
長期リース債務	-		6,448	
固定負債計	84,094	1.1	76,417	0.9
負債合計	720,050	9.0	642,146	7.9
( 純 資 産 の 部 )		%		%
株主資本	7,257,874	91.0	7,446,321	92.1
資本金	310,000		310,000	
利益剰余金	77,500		77,500	
利益準備金	77,500		77,500	
その他利益剰余金	31,620		31,620	
別途積立金	31,620		31,620	
繰越利益剰余金	6,838,754		7,027,201	
純資産合計	7,257,874	91.0	7,446,321	92.1
負債・純資産合計	7,977,925	100.0	8,088,468	100.0

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度		当事業年度	
	自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日	金額	自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日	金額
		構成比		構成比
		%		%
営業収益				
委託者報酬	3,343,307		1,938,693	
投資顧問収入	1,785,199		1,324,526	
その他営業収益	18,337		248,693	
営業収益計	5,146,844	100.0	3,511,914	100.0
営業費用				
支払手数料	1,355,270		491,137	
広告宣伝費	17,530		14,465	
公告費	2,400		1,755	
調査費	493,033		379,325	
調査費	248,560		206,637	
委託調査費	242,832		171,141	
図書費	1,640		1,546	
委託計算費	171,824		155,279	
営業雑経費	40,718		37,603	
通信費	7,033		6,683	
印刷費	8,341		10,572	
協会費	13,797		11,049	
諸会費	2,901		3,633	
その他	8,644		5,663	
営業費用計	2,080,777	40.4	1,079,565	30.7
一般管理費				
給料	1,254,505		1,338,902	
役員報酬	305,535		413,892	
給料・手当	761,648		766,394	
賞与	132,528		116,894	
賞与引当金繰入額	54,792		41,721	
退職金	2,846		-	
交際費	2,992		5,974	
旅費交通費	26,905		30,537	
租税公課	14,439		16,034	
不動産賃借料	135,683		125,330	
役員退職慰労引当金繰入額	9,188		-	
退職給付費用	60,658		62,909	
固定資産減価償却費	31,299		22,921	
福利厚生費	87,865		101,047	
事務手数料	749,844		55,825	
諸経費	118,910		117,938	
一般管理費計	2,495,141	48.5	1,877,421	53.5
営業利益	570,925	11.1	554,927	15.8
営業外収益				
受取利息	-		-	
有価証券売却益	-		-	
雑収入	572		7,304	
営業外収益計	572	0.0	7,304	0.2
営業外費用				
支払利息	-		70	
為替差損	1,144		1,769	
有価証券売却損	1,620		942	
雑損失	425		932	
営業外費用計	3,190	0.0	3,715	0.1
経常利益	568,306	16.2	558,516	15.9
特別損失				

資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	20,630			-	
役員退職慰労金制度終了損	6,662			-	
事業再構築費用	-			36,057	
事務処理損失	7,866			3,089	
特別損失計	35,159	0.7		39,147	1.1
税引前当期純利益	533,147	10.4		519,369	14.8
法人税,住民税及び事業税	275,975	5.4		338,282	9.6
法人税等調整額	25,770	0.5		7,359	0.2
当期純利益	231,401	4.5		188,446	5.4

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	310,000	310,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	310,000	310,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	77,500	77,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	77,500	77,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	31,620	31,620
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	31,620	31,620
繰越利益剰余金		
当期首残高	6,607,353	6,838,754
当期変動額		
当期純利益	231,401	188,446
当期変動額合計	231,401	188,446
当期末残高	6,838,754	7,027,201
利益剰余金合計		
当期首残高	6,716,473	6,947,874
当期変動額		
当期純利益	231,401	188,446
当期変動額合計	231,401	188,446
当期末残高	6,947,874	7,136,321
株主資本合計		
当期首残高	7,026,473	7,257,874
当期変動額		
当期純利益	231,401	188,446
当期変動額合計	231,401	188,446
当期末残高	7,257,874	7,446,321
純資産合計		
当期首残高	7,026,473	7,257,874
当期変動額		
当期純利益	231,401	188,446
当期変動額合計	231,401	188,446
当期末残高	7,257,874	7,446,321

## [重要な会計方針]

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2.固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産 (イ)リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 6～18年 器具備品 8年 (ロ)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。  (2)無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。  (2)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員等の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理
5.その他 財務諸表作成のための重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## [追加情報]

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注 記 事 項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 (平成23年3月 31日 現在)	当事業年度 (平成24年3月 31日 現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 48,437千円 器具備品 28,565千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 61,939千円 器具備品 35,941千円 リース資産 457千円
2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 6,842千円	2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 8,428千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

## （損益計算書関係）

前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日	当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月 31日
1. 移転価格の取扱いに係る注記 該当事項はありません。	1. 移転価格の取扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することに致しました。当会計期間には、ステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーから当社に支払われた調整額228,767千円が、損益計算書のその他営業収益に含まれております。
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日）

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

当事業年度（自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月 31日）

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

## （リース取引関係）

前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日	当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月 31日
--	--

<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引 (リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの)</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2,473千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2,250千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>60千円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	支払リース料	2,473千円	減価償却費相当額	2,250千円	支払利息相当額	60千円	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容 社用車両であります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.固定資産の減価償却方法」に記載の通りであります。</p>
支払リース料	2,473千円						
減価償却費相当額	2,250千円						
支払利息相当額	60千円						

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料には、平成19年8月17日金融庁告示五九「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」により定義される取引先リスクが存在しますが、取引先の多くは、「指定国の政府機関および中央銀行（これらに準ずる者を含む。）」、「我が国の地方公共団体」および「指定格付を付与された金融機関」であるため、取引先リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

平成23年3月31日 現在

(単位：千円)



	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	6,661,535	6,661,535	
(2)未収委託者報酬	349,939	349,939	
(3)未収入金	361,818	361,818	
(4)その他未払金	314,580	314,580	

平成24年3月31日 現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	6,846,204	6,846,204	
(2)未収委託者報酬	361,180	361,180	
(3)未収入金	294,937	294,937	
(4)その他未払金	60,028	60,028	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## (1) 現金及び預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

## (注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

## (有価証券関係)

前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
売買目的の有価証券		売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	55,860千円	貸借対照表計上額	96,020千円
当事業年度の損益 に含まれた評価差額	900千円	当事業年度の損益 に含まれた評価差額	100千円

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度		当事業年度	
自	平成22年4月1日	自	平成23年4月1日
至	平成23年3月31日	至	平成24年3月31日
該当事項はありません。		同 左	

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、設立時より適格退職年金制度を設けておりましたが、退職給付制度の改定を実施し、平成23年3月31日に適格退職年金制度を廃止し、平成23年4月1日より確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）へ移行するとともに、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、平成23年3月31日に適格退職年金制度を廃止し、平成23年4月1日より確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）へ移行するとともに、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

## 2．退職給付債務及びその内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月 31日現在)	当事業年度 (平成24年3月 31日現在)
退職給付債務	322,666	372,119
(1)年金資産	172,261	228,989
(2)退職給付引当金	84,094	69,969
(3)未認識数理計算上の差異	20,905	5,334
(4)未認識過去勤務債務	87,216	78,494

## 3．退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日	当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月 31日
退職給付費用	60,658	44,552
(1)勤務費用	36,339	54,763
(2)利息費用	1,988	3,226
(3)期待運用収益（減算）	966	1,253
(4)過去勤務債務の費用処理額	3,265	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	20,032	20,905

## 4．退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月 31日現在)	当事業年度 (平成24年3月 31日現在)
(1)割引率	1.0%	1.0%
(2)期待運用収益率	0.75%	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4)過去勤務債務の処理年数	発生時より 11年	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年	1年

(税効果会計関係)

前事業年度	当事業年度
自 平成22年4月 1日	自 平成23年4月 1日
至 平成23年3月 31日	至 平成24年3月 31日

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：千円)
繰延税金資産（流動）		繰延税金資産（流動）	
賞与引当金繰入超過額	17,154	賞与引当金繰入超過額	11,012
その他	19,822	未払事業税	14,990
		その他	14,803
繰延税金資産（流動）合計	36,977	繰延税金資産（流動）合計	40,805
繰延税金負債（流動）との相殺	12,683	繰延税金負債（流動）との相殺	3,746
繰延税金資産（流動）の純額	24,293	繰延税金資産（流動）の純額	37,059
繰延税金資産（固定）		繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	35,207	退職給付引当金	25,807
その他	13,831	その他	14,015
繰延税金資産（固定）合計	49,038	繰延税金資産（固定）合計	39,823
繰延税金負債（固定）との相殺	3,809	繰延税金負債（固定）との相殺	-
繰延税金資産（固定）の純額	45,229	繰延税金資産（固定）の純額	39,823
繰延税金資産合計	69,522	繰延税金資産合計	80,628
繰延税金負債（流動）		繰延税金負債（流動）	
事業譲受に係る調整項目	3,809	事業譲受に係る調整項目	3,559
未収還付事業税	8,873	その他	187
繰延税金負債（流動）合計	12,683	繰延税金負債（流動）合計	3,746
繰延税金負債（流動）との相殺	12,683	繰延税金負債（流動）との相殺	3,746
繰延税金負債（流動）の純額	-	繰延税金負債（流動）の純額	-
繰延税金負債（固定）		繰延税金負債（固定）	
事業譲受に係る調整項目	3,809	事業譲受に係る調整項目	-
繰延税金負債（固定）合計	3,809	繰延税金負債（固定）合計	-
繰延税金負債（固定）との相殺	3,809	繰延税金負債（固定）との相殺	-
繰延税金負債（固定）の純額	-	繰延税金負債（固定）の純額	-
繰延税金資産の純額	69,522 =====	繰延税金資産の純額	76,882 =====

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳																								
<table> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>40.7%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>15.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>56.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>=====</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	15.8%	その他	0.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.5%		=====	<table> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>40.7%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>21.4%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    期末繰延税金資産の減額修正</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>63.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>=====</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	21.4%	税率変更による		期末繰延税金資産の減額修正	1.6%	その他	0.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.7%		=====
法定実効税率	40.7%																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	15.8%																								
その他	0.0%																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.5%																								
	=====																								
法定実効税率	40.7%																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	21.4%																								
税率変更による																									
期末繰延税金資産の減額修正	1.6%																								
その他	0.0%																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.7%																								
	=====																								

## (企業結合関係等)

前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日	当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月 31日
該当事項はありません。	同 左

## (資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

## (1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びデータセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

## (2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

## (3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は59,837千円であります。また資産除去債務の総額は、データセンターの賃貸借契約期間満了が近づいたことに伴う見積りの見直しの実施等を主な理由とし、当期中において12,509千円減少しております。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

## (1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びデータセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

## (2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は63,661千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、データセンターの賃貸借契約期間が満了したこと、また、資産除却費用の見積額を更新したことから、3,824千円増加しております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

前事業年度											
自 平成22年4月 1日											
至 平成23年3月 31日											
種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラストカンパニー	米国マサチューセッツ州ホーストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取	207,364	未収入金	31,050
								ソフトウェア使用料の支払	171,911	未払金	213,964
								ソフトウェアの使用契約	199,549	未払費用	15,975
								人件費等及び事務手数料の支払	145,191		
							事務手数料	699,910			

ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 事務所賃借料の支払 人件費等の支払	37,966 8,694 103,543	前払金 未払金	4,358 3,658
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取 投資顧問料の支払	20,022 11,711	未収入金	477
ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国ルクセンブルク市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役役に就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	44,053		
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポールシンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	121	未収収益	63
タッカーマン・グループ	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	1百万ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の支払	5,934	未払金	3,121
ステート・ストリート・グローバル・マーケットツ, LLC	米国マサチューセッツ州ボストン市	237百万米ドル	証券業	なし	なし	ETF商品の紹介	紹介料の受取	13,973	未収収益	6,701
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア	オーストラリアシドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の受取	3,018		

(注) 上表の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月 31日											
種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アントム・トラストカンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取	173,013	未収入金	59,214
								ソフトウェア使用料の支払	135,004	未払費用	14,977
								ソフトウェアの使用契約	147,278	未収収益	9,050
								投資顧問料の支払	252,817		
								人件費等及び事務手数料の支払	228,767		
ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ	投資信託計理業務委託	36,711	前払金	24,411	
							事務所賃借料の支払	4,890	未払金	12,010	
							兼職社員の人件費支払等	111,504			



ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国 ロンドン	62百万 ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取 投資顧問料の支払	770 6,849	未収入金	63
ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国 ルクセンブルク市	12.5万 ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役役に就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	39,445		
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万 シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	183	未収収益	94
タッカーマン・グループ	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	1百万 ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の支払	1		
ステート・ストリート・グローバル・マーケットツ,LLC	米国 マサチューセッツ州 ボストン市	237百万 米ドル	証券業	なし	なし	ETF商品の紹介	紹介料の受取	15,885	未収収益	8,956

(注) 上表の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

#### 親会社又は重要な関連会社に関する注記

##### (1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション  
(ニューヨーク証券取引所に上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク  
（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス  
（非上場）

## （２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

### （１株当たり情報）

前事業年度		当事業年度	
自	平成22年4月 1日	自	平成23年4月 1日
至	平成23年3月 31日	至	平成24年3月 31日
1株当たり純資産	1,170,624円94銭	1株当たり純資産	1,201,019円51銭
1株当たり当期純利益	37,322円82銭	1株当たり当期純利益	30,394円51銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	

注）1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	自 平成22年4月 1日	自 平成23年4月 1日
	至 平成23年3月 31日	至 平成24年3月 31日
当期純利益（千円）	231,401	188,446
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	231,401	188,446
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

### （重要な後発事象）

	当事業年度
	自 平成23年4月 1日
	至 平成24年3月 31日
該当事項はありません。	

[次へ](#)

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	期 別	第16期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)	
		金 額	構成比
(資産の部)			
流動資産			%
現金		90	
預金		7,032,253	
有価証券		47,350	
前払金		17,726	
前払費用		16,152	
未収入金		394,821	
未収委託者報酬		368,085	
未収収益		210,742	
繰延税金資産		56,235	
流動資産計		8,143,458	96.7
固定資産			
有形固定資産		148,455	
建物附属設備	1	123,134	
器具備品	1	18,453	
リース資産	1	6,867	
無形固定資産		2,398	
ソフトウェア		2,398	
投資その他の資産			
長期差入保証金		81,545	
繰延税金資産		42,666	
その他投資		4,850	
固定資産計		279,915	3.3
資産合計		8,423,374	100.0
(負債の部)			
流動負債			%
預り金		28,361	
未払金		187,674	
未払手数料		96,657	
その他未払金		91,016	
未払費用		69,185	
未払法人税等		235,293	
未払消費税等	2	18,311	
賞与引当金		90,656	
リース債務		1,898	
流動負債計		631,380	7.5
固定負債			
退職給付引当金		72,972	
長期リース債務		5,893	
固定負債計		78,865	0.9
負債合計		710,246	8.4
(純資産の部)			
株主資本		7,713,128	91.6
資本金		310,000	
利益剰余金		7,403,128	
利益準備金		77,500	
その他利益剰余金			
別途積立金		31,620	
繰越利益剰余金		7,294,008	
純資産合計		7,713,128	91.6
負債・純資産合計		8,423,374	100.0

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

期 別	第16期中間会計期間	
	自 平成24年4月 1 日 至 平成24年9月30日	
科 目	金 額	構成比
営業収益		%
委託者報酬	951,647	
投資顧問収入	633,222	
その他営業収益	354,517	
営業収益計	1,939,387	100.0
営業費用・一般管理費		
営業費用	569,634	
支払手数料	236,753	
その他営業費用	332,881	
1		
一般管理費	885,953	
2		
営業費用・一般管理費計	1,455,587	75.1
営業利益	483,799	24.9
営業外収益	2,055	0.1
営業外費用	4,325	0.2
経常利益	481,529	24.8
特別損失	2,191	0.1
税引前中間純利益	479,338	24.7
法人税,住民税及び事業税	234,550	12.1
法人税等調整額	22,019	1.1
中間純利益	266,806	13.8

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第16期
	(自 平成24年4月 1 日 至 平成24年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	310,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	310,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	77,500
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	77,500
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	31,620
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	31,620
繰越利益剰余金	
当期首残高	7,027,201
当中間期変動額	
中間純利益	266,806
当中間期変動額合計	266,806
当中間期末残高	7,294,008
利益剰余金合計	
当期首残高	7,136,321
当中間期変動額	
中間純利益	266,806

当中間期変動額合計	266,806
当中間期末残高	7,403,128
株主資本合計	
当期首残高	7,446,321
当中間期変動額	
中間純利益	266,806
当中間期変動額合計	266,806
当中間期末残高	7,713,128
純資産合計	
前期末残高	7,446,321
当中間期変動額	
中間純利益	266,806
当中間期変動額合計	266,806
当中間期末残高	7,713,128

## 重要な会計方針

	第16期中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 売買目的の有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 (イ)リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 6～18年 器具備品 8年 (ロ)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の翌期に一括償却することとしております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注 記 事 項

## （中間貸借対照表関係）

第16期中間会計期末 (平成24年9月30日 現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	68,690千円
器具備品	39,472千円
リース資産	2,289千円
2. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

## （中間損益計算書関係）

第16期中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	
1. 当社とステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することに致しました。当中間会計期間には、ステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーから当社に支払われるべき調整額348,035千円が、損益計算書のその他営業収益に含まれております。	
2. 減価償却実施額	
有形固定資産	10,282千円
無形固定資産	697千円
リース資産	1,831千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第16期中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期末 株式数（株）
普通株式	6,200			6,200

## （金融商品関係）

第16期中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日			
1. 金融商品の時価等に関する事項	平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。		
	（単位：千円）		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	7,032,253	7,032,253	
(2) 未収入金	394,821	394,821	
(3) 未収委託者報酬	368,085	368,085	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## (1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 未収入金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (注2) 金銭債権の中間決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

## (有価証券関係)

第16期中間会計期間末 (平成24年9月30日 現在)
該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

第16期中間会計期間末 (平成24年9月30日 現在)
資産除去債務の総額の期中における増減はありません。

## (デリバティブ取引関係)

第16期中間会計期間末 (平成24年9月30日 現在)
当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

第16期中間会計期間末 (平成24年9月30日 現在)
--------------------------------

## （セグメント情報）

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

## （セグメント関連情報）

## 1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

## （報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

## （報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

## （報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

## 第16期中間会計期間

自 平成24年4月1日

至 平成24年9月30日

1株当たり純資産額 1,244,052円95銭

1株当たり中間純利益 43,033円33銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第16期中間会計期間	
自 平成24年4月1日	
至 平成24年9月30日	
中間純利益（千円）	266,806
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	266,806
期中平均株式数（株）	6,200

## （重要な後発事象）



第16期中間会計期間

自 平成24年4月1日

至 平成24年9月30日

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実が存在しておりません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

342,037百万円（平成24年4月1日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### （参考）再信託受託会社

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成24年4月1日現在)	銀行法に基づく銀行業および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく信託業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

受託会社は主として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

#### (2) 販売会社

販売会社は主として、受益権の募集取扱、収益分配の再投資、収益分配金・償還金及び解約金の支払いの取扱い、目論見書・運用報告書の交付等を行います。

### 3【資本関係】

#### (1) 受託会社

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (2) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および本店の所在地、販売会社等の名称、当ファンドの基本的形態等を記載すること、委託会社および当ファンドのロゴマークを表示し、図案を採用することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に、以下のような別称を使用することがあります。  
交付目論見書 「投資信託説明書（交付目論見書）」  
請求目論見書 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (4) 目論見書の表紙裏に、以下の事項を記載することがあります。  
「当ファンドは、有価証券などの値動きのある証券に投資します（また、外国証券にはこの他に為替変動もあります。）ので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではありません。」
- (5) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (6) 目論見書の表紙裏などに「契約締結前のご留意事項」として、ファンドに係るリスク、手数料等について記載することがあります。
- (7) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年4月3日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指 定 社 員                      公認会計士 和田 渉  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート日本株マーケット・ニュートラル・オープンの平成24年2月21日から平成25年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート日本株マーケット・ニュートラル・オープンの平成25年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月21日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 丘本 正彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 湯原 尚 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。